

意見等募集の結果について

案 件	茨木市総合計画（案）
結果の公表場所	ホームページ、企画財政部政策企画課（市役所南館 3 階）、 情報ルーム（市役所南館 1 階）
意見募集期間	平成26年10月 1 日から10月31日まで
意見提出件数	74 人 548 件 （うち賛否、感想 22件、対象外 12件） いただきました意見の状況は上記のとおりですが、回答につきましては、同様の内容のご意見を集約し、341の内容に分類させていただいています。
意見募集時 公表資料	茨木市総合計画（案）
結果公表日	平成26年12月 2 日
担 当 課	企画財政部 政策企画課 政策推進係 電 話：072-620-1605 F A X：072-623-3025 E メール：kikaku@city.ibaraki.lg.jp

提出された意見等及び市の考え方

1 総合計画（案）について

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
1	総論		総合計画がどう作用するかが分からないので、これまでの総合計画の遂行状況、不消化の状況などを示してください。	第4次総合計画の取組状況（平成25年度末時点）を整理し、市ホームページで公表しております。
2	総論		第4次から第5次へのPDCAが欠けており、そこから見える現状を踏まえての課題が抜けている。	第4次総合計画の取組状況を平成25年度末時点で整理し、市ホームページで公表しております。 その概要としては、第4次総合計画の各施策や将来計画の多くは「取り組んでおり、平成27年4月以降も引き続き取り組む予定」という状況であり、それらを踏まえて施策別計画等を作成しております。
3	総論		計画名に「第5次」は入れないのか。過去の総合計画と混同してしまうおそれがあるため、入っていた方が分かりやすいのではないかな。	表紙を「茨木市総合計画（第5次）」に修正いたします。
4	総論		概要版を作成し、全戸配付してください。	市民啓発の観点からも重要でありますので概要版等を作成し、効果的な周知方法を検討いたします。
5	総論		総合計画市町村策定状況を巻末に記載されたい。	他市町村の総合計画策定状況については、掲載いたしません。
6	総論		統計は、最新の数値を記載してください。	現時点での最新のデータを記載しております。
7	総論		大型プロジェクト優先から、身近な街づくり、住民の暮らし、福祉、教育中心の総合計画に転換して下さい。	スローガンである「ほっといばらき もっと、ずっと」における「ほっと」は、活気という意味での「HOT」と安心して生活を送れるという「ホッと」の二つの意味を表しています。主要プロジェクトを活かしたまちづくりも、市民が安心して暮らせるまちづくりも、両方が大切であると考えております。
8	総論		写真の選定やレイアウト、グラフの表現などをわかりやすく見直す、統一を図る等を行ってはどうかな	写真や図のレイアウトについては、ページ構成がまとまり次第整理を行います。グラフ表示等についても統一を図ります。
9	総論		コミュニティビジネスなどの横文字や、地区計画、シビックセンター環状道路などの専門的な用語には注釈を付けるべきではないかな。	計画（案）全体を通して、注釈の追加、整理を行います。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
10	総論		安全安心や環境の施策において、「都市計画マスタープラン」を分野別計画に追加すべきでは。	4-1、5-2、6-1、6-2の施策について、分野別計画に「都市計画マスタープラン」を追加いたします。
11	総論		分野別計画等については、随所に記載、巻末にまとめてください。	分野別計画等は、施策別計画の各施策に関連する計画を示しておりますので、各施策の箇所に記載することが構成上最も分かりやすいと考えております。
12	総論		取組の「市民が行うこと」「事業者・団体が行うこと」欄に空欄があるが、できるだけ埋められたい。また、「市民が行うこと」「事業者・団体が行うこと」欄が同じ記載になっている箇所については修正してください。	行政の内部的な施策・取組などについては、「市民が行うこと」「事業者・団体が行うこと」欄を空欄にしております。 また、市民、事業者・団体と主体が別でも、各主体が取り組む内容が同じ場合は、同様の内容を記載しておりますが、整理を行います。
13	総論		基本計画での施策別計画が実施計画ともいえるべき総花型計画ではないか。	基本計画の施策別計画は、基本構想に掲げるまちの将来像の実現を図る施策と取組の内容をまとめたものとしておりますので、その内容は幅広く多岐にわたるものとなります。
14	総論		「（仮称）第5次茨木市総合計画策定方針」及びそれに対するパブリックコメントへの市の考え方により、基本計画での地域別計画及び計画全体の進行管理の仕組み構築について約束されたにもかかわらず、それが提示されていない。	地域別計画につきましては、都市計画マスタープランの都市構造を総合計画に位置付けております。 また、総合計画の進捗管理を行うため、具体的な制度設計を進め、施策評価を実施していきます。
15	総論		基本構想も基本計画とともに、30～50年の先を見据えた長期的視点に欠けている。	20～30年といった長期的な視点から、今後10年間のまちづくりの方向を検討しております。
16	総論		総合計画は、まちづくりの包括的な問題を統合した分野・領域の横断的な計画である一方、限られた都市資源の効率的な活用・配分機能を担うものだが、それらに関し、「みえる化」「わかる化」がなされていない。	基本計画において、重点的に取り組むべきテーマを設定し、重点プランとして位置づけています。 なお、施策別計画の各施策については、今後、施策評価を実施し、効率的で効果的な行財政運営を図ってまいります。
17	総論		市民憲章は基本構想の上位に位置づけられる取決めと理解し基本構想を策定するのが望ましい。	茨木市市民憲章は、茨木市民としての市民性を高め、より住みよい地域社会をつくるため、市民一人ひとりの生活信条の指針として、市民の自発的な総意に基づいて定められたものであり、市民憲章の理念は尊重すべきものと考えますが、行政計画である総合計画とは性格を異にするものであると理解しております。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
18	総論		全体構成では、将来像を一つに絞り、それを目指しての基本目標である縦軸の基本戦略と実現するための基盤となる横軸の基本戦略とを分けて設定。これらを踏まえた要旨による以下の「もう一つの総合計画」を提案。 II 基本構想…まちづくりの長期的理念と根幹的運営方針 1 基本構想の基調と都市像(=市民憲章を踏まえてのまちづくり) (1) まちづくりの基本方針(選択する未来に向けた攻めと守りの戦略) (i) 健康な市民と健全な行財政 ⇒ 次世代に誇りを持って引き継ぐサステイナブル都市(まち) (ii) 役割分担とつながる力 ⇒ コミュニティ・エンパワーメントが創り・育む安全・安心な都市(まち) (2) 将来都市像 “一人ひとりがいきいきと暮らし、子育て世代に選ばれる都市(まち)「いばらき」” 2 都市像を目指しての基本目標(=縦軸の基本戦略) ○い…いつも笑顔であいさつ。“おたがいさま”のまち「いばらき」 ○ば…バラの花とカシの木。自然と親しみ、共生するまち「いばらき」 ○ら…“らしさ”の個性が輝くまち「いばらき」 ○き…希望を抱き、ふるさととなるまち「いばらき」 ○し…市民がみんなで創り・育むまち「いばらき」 3 都市像を実現するための基盤(=横軸の基本戦略) (1) 人づくり…子どもから高齢者までいきいきと、こころ豊かで輝く人づくり(⇔健康力、人財力、市民力) (2) 暮らしづくり…健やかに住み心地よく、夢と希望が持てる暮らしづくり(⇔防災力、福祉力、地域力) (3) 都市(まち)づくり…地域資源が活かされ、茨木らしい魅力と活力のある都市(まち)づくり (⇔ブランド力、経済力、茨木力) (4) 行財政運営…中期財政フレームとの連携及び行政評価システムとの連動	総合計画(案)における基本構想では、茨木の魅力、市を取り巻く社会環境、市民の思いの3つの方向から「まちづくりの視点」や「スローガン」を設定しています。これらを踏まえ、6つの将来像と横軸となるまちづくりを進めるための基盤で構成しております。様々な構成の考え方があるとは思いますが、体系的にも、また、一覧性などの読みやすさ・分かりやすさからも、現在の構成が最も適切であると考えておりますので、原案どおりといたします。
19	総論		基本計画が前期と後期の各5年間とされ、今回の策定は、前期計画だけであるならば、目次も含め、「前期基本計画」と明記されるべき。	目次を含め「前期」の表記を追加します。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
20	総論		基本計画の構成としては、まちづくり基本方針のもと、分野別基本計画を中心に、地域づくり構想と土地利用構想を加え、3本柱による都市運営を行う一方、中期財政フレームと行政評価システムによって基盤固めをする組立てがふさわしく、本市では、多くの分野別計画が策定されており、これらを基本計画に体系づけ、それぞれの充実をするのが望ましい。	様々な構成の考え方があるとは思いますが、体系的にも、また、一覧性などの読みやすさ・分かりやすさからも、現在の構成が最も適切であると考えておりますので、原案どおりといたします。
21	総論		「基本計画」の構成を下記のとおり見直してください。 Ⅲ 基本計画…基本構想に基づくまちづくり計画体系 1 まちづくりの基本方針と分野別基本計画体系 (1) 安全で安心して住めるまちをつくりま (2) 若い世代に選ばれるまちをつくりま (3) 高齢者が生きがいを見いだせるまちをつくりま (4) 人が行き交い、賑わいのあるまちをつくりま (5) 市民協働により、市民が主役のまちをつくりま 2 地域づくり構想…地域別まちづくり目標設定と行動計画 3 土地利用構想…土地利用方針・構想と都市構造プラン 4 中期財政フレーム…公共施設マネジメントも踏まえての財政健全化目標 5 行政評価システム…PDCAによる行政マネジメントと市民参加による進行管理の仕組み	
22	総論		まちの将来像とまちづくりを支える基盤の方針と同様、施策別計画も“まちの将来像”(第1章～第6章)と“まちづくりを進めるための基盤”を分けるべき。	

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
23	総論		施策別計画だけが章立てとなっているのはおかしい。	基本構想において定めたまちの将来像を実現するための具体的な施策・取組を定めた重要な部分であるため、特別に章立てとしております。
24	総論		実施計画は、基本計画の具現化であるとともに、市民の日常生活に密着した取組みであり、その策定から実行まで、施策・事業の一つひとつについて、「みえる化」・「わかる化」・「いかす化」が求められる。具体的には策定段階で取組みの達成度を示す指標と現状値・目標値を設定し、その一覧を開示のうえ、毎年の実績値を測定するなか、ローリング方式による取組みの見直し・改善に活かすことが望まれる。	実施計画は、今後策定いたしますが、総合計画の進捗管理については、必要に応じ指標などを活用しながら施策評価を実施し、ローリング方式で毎年改定する実施計画の見直しや改善に活用する考えです。
25	総論		計画の内容もさることながら、実効性がある計画であり、基本計画に示した重点プランや施策別計画を着実かつ効率的に推進していくため、しかるべき組織体制や進行管理の仕組みが必要であり、その仕組みとしては、計画に対応した指標・目標値の設定/PDCAサイクルの遂行/市民の参加による行政評価システムが求められる。	総合計画の進捗管理を行うため、具体的な制度設計を進め、施策評価を実施していきます。また、組織体制としては、政策推進会議を活用する考えです。
26	総論		分野別計画等における計画内容の説明は、始めに出てくる箇所にのみ記載し、あとは「〇〇計画（前掲）」で十分。	分野別計画等は、施策別計画の各施策に対応する計画との関連性を示しておりますので、ある施策を閲覧した際の一覧性からも各施策に記載すべきであると考えております。
27	1	はじめに	総合計画策定の趣旨を述べるべきではないか。	1ページの「まちづくりと総合計画」で策定の趣旨を述べております。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
28	1	はじめに	構成の見直しを下記のとおり提案する。 1 総合計画策定の趣旨 (1) 意義…これまでの総合計画に基づくまちづくりの経緯とこの先での総合計画の必要性について (2) 役割…総合計画の位置づけとこの先10年間のまちづくりに関する情報の共有について 2 総合計画策定の背景と課題 (1) 本市を取り巻く社会情勢…地方分権社会、人口減少社会(少子高齢化)、高度情報社会、環境対応社会、危機管理社会、ライフスタイルの多様化(家族・コミュニティの変容)、都市間競争の顕在化etc. (2) 本市の特性と将来推計…地勢、人口、財政、それぞれについて、本市の魅力を含む特性とこの先20～30年の見通し (3) 本市の現状と解決すべき課題…(1)や(2)を踏まえ、計画策定にあたっての現状と課題を記述 3 総合計画の構成と期間 (1) 計画の構成…総合計画としては、基本構想と基本計画によって構成し、実施計画は、進行管理計画とともに、別途に策定することを条例で規定 (2) 計画の期間…基本構想は、10年間。基本計画は、前期と後期に分け、各5年間。実施計画は、別途策定の2年間とし、ローリング方式によって毎年改定	総合計画（案）の構成の考え方として、まちづくりと総合計画の関係や策定の趣旨、総合計画策定プロセスの大切さ、総合計画に対する市の思いなど、まず市民の皆さんと共有させていただきたいことを「はじめに」の前段で述べております。 その上で、「これまでの茨木市のまちづくり」、「茨木の魅力」、「茨木市を取り巻く社会環境」、「市民の思い」、「計画の位置づけ」、「計画の構成と期間」を述べ、基本構想の「まちづくりの視点」や「スローガン」に結びつける流れとしており、この構成が最も適切であると考えておりますので、原案どおりといたします。
29	1	はじめに	「まちづくりと総合計画」の文章について、「人口減少社会の到来」→「人口減少社会が到来し、」に修正したほうが文章のつながりがよいと思う。	「人口減少社会の到来」「高齢化」「少子化による人口構造の変化」「市税収入の伸び悩み」など社会環境の説明については、いずれも重要な内容であり並列で表現していることから、原案どおりといたします。
30	4	茨木の魅力	「茨木」と「茨木市」が混在しているのでどちらかに統一したほうがいいのでは。	人の気質やイメージ、歴史といった様々な魅力を表現する際には、タイトルは「茨木市」より「茨木」という緩やかな表現のほうが相応しいと考え、「茨木の魅力」としています。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
31	4	茨木の魅力	文章の出だしや終わりを「茨木市は」に統一してはどうか。	場所や環境、歴史などそれぞれの魅力を表現するにあたり、「茨木市は」「茨木市では」などを使い分けていることから、表現は原案どおりといたします。
32	4	茨木の魅力 ②交通環境が充実した 便利なまち	交通事情を理解する観点から、掲載資料は、広域の道路・鉄道網よりも、交通に関する最も基本的な実態を示すPT調査のデータが望まれる。	ここでは、本市の魅力（特徴）として、広域的な交通環境が充実したまちであるという趣旨での資料を記載しています。
33	4	茨木の魅力 ②交通環境が充実した 便利なまち	新名神高速道路のIC、JCT名はこの名称で決まっているのか。	新名神高速道路のIC、JCTについては、（仮称）を付加いたします。
34	6	茨木の魅力 ⑥歴史・文化が息づく まち	近現代の著名な文化人に井上靖を追加してください。	本市に関連する近現代の著名な文化人の代表例として、川端康成、富士正晴を挙げており、原案どおりといたします。
35	6	茨木の魅力 ⑤歴史・文化が息づく まち	「伺えます」は「うかがえます」に、「拓けた」は「ひらけた」が望ましい。	全体で統一した表現とするため、「伺えます」は「うかがえます」に修正し、「拓けた」は原案どおりといたします。
36	6	茨木の魅力 ⑥学術研究機関などの 資源が充実したまち	来年開校の立命館大学と従来から存立の短大を含む大学との関係は、逆に記述されるべき。	市内に大学等の立地が充実していることを、新たに開学する大学を例に挙げながら記載するとともに、それらを含めた大学等との連携について述べていることから、原案どおりといたします。
37	6	茨木の魅力 ⑥学術研究機関などの 資源が充実したまち	彩都ライフサイエンスパークは、商談中用地が1区画のみになったものの、施設の多くがライフサイエンス分野関連といい難く、記述内容を了解しかねる。	ライフサイエンスパークは様々なライフサイエンス分野の研究・技術開発機能等を持つ施設と、これらに付随する関連施設の拠点となっていることから、原案どおりといたします。
38	7	茨木市を取り巻く社会 環境 ①人口減少社会の到来 と人口構造の変化	掲載資料は、全国の高齢化の推移と将来推計のみであり、本市の統計が全く見られない。	本市の統計については、32ページに「総人口の推移（人口推計結果）」「年齢階層別人口割合の推移（中位推計）」のグラフを掲載しております。
39	7	茨木市を取り巻く社会 環境 ②産業構造や地球経済 を取り巻く状況の変化	グローバル化が都市間競争に影響を及ぼしている視点到に欠けている。	ここでは「産業構造や地域経済を取り巻く状況の変化」を述べており、グローバル化が都市間競争の一つの要因であることまで記載する必要はないと考えております。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
40	8	茨木市を取り巻く社会環境 ③主要プロジェクトを いかしたまちづくりの 推進	文章の意味がわかりにくいので、「大規模事業所」→ 「本市では、大規模事業所」に修正してはどうか。	「大規模事業所の転出を契機に」を「本市では大規模 事業所の転出を契機に」に修正いたします。
41	8	茨木市を取り巻く社会環境 ④安全・安心への意識 の高まり	○丁目は漢数字が正しいのではないか	③の写真の「南春日丘7丁目」を「南春日丘七丁目」 に修正いたします。
42	9	茨木市を取り巻く社会環境 ⑤環境問題への意識の 高まり	後段の低炭素社会の実現では、再生可能エネルギーの 活用とともに、循環型社会の形成におけるごみの減量 と同様、省エネルギーに触れられるべき。	省エネルギーについては「再生可能エネルギーなど」 の中に含まれているため、原案どおりといたします。
43	9	茨木市を取り巻く社会環境 ⑤環境問題への意識の 高まり	脚注のReduceは、“廃棄物を出さない”でなく、“廃 棄物を削減する”あるいは“ごみを減らす”が妥当。	「廃棄物を出さない」から「発生を抑制する」に修正 いたします。
44	9	茨木市を取り巻く社会環境 ⑤環境問題への意識の 高まり	“大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済 システムからの脱却する必要性が問われています”と か“持続可能な社会の構築が求められています”と か、今更言及される事柄でない。	環境問題への意識の高まりを説明するにあたり、「大 量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会経済シ ステムからの脱却する必要性が問われています」及び 「持続可能な社会の構築が求められています」はとも に必要であると考えております。
45	9	茨木市を取り巻く社会環境 ⑥地方分権の進展と民 間活動の活発化	1行目の「近年」を削除、「従来、まちづくりは行政 が中心となって担ってきましたが、近年、」→「近年 では、」に修正（行政が地方自治を担うのは当たり前 のことであるため。）	地方分権に関して、国の一括法や大阪府からの特例市 並みの権限移譲など、ここ数年、その取組が続いたこ とから、「近年」を入れております。 また、行政が中心になってまちづくりを行うことは当 然ではありますが、後段の民間主体によるまちづくり の活発化と対比させるためにも「従来、まちづくりは 行政が中心となって担ってきましたが、近年」の文章 は必要と考えており、原案どおりといたします。
46	9	茨木市を取り巻く社会環境 ⑦コミュニティの変容	「コミュニティの再構築」という文言が必要である。	「地域のつながりの再生等」という文言の中に「コ ミュニティの再構築」を含んでおりますので、原案ど おりといたします。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
47	9	茨木市を取り巻く社会環境 ⑦コミュニティの変容	「NPO法」→「NPO法（特定非営利活動促進法）」と、正式名称を入れたほうが分かり易いのではないか。	「NPO法」を「NPO法（特定非営利活動促進法）」に修正いたします。
48	9	茨木市を取り巻く社会環境 ⑦コミュニティの変容	グラフについては、「自治会加入率」より「世帯数の推移」や「家族構成の推移」の方が家族の変容が分かるのではないか。	「自治会加入率」を「世帯数及び1世帯あたり人員の推移」のグラフに変更いたします。
49	10	茨木市を取り巻く社会環境 ⑧情報化ネットワーク社会の進展	「デジタル・デバイド」=情報格差といい切れず、「情報格差（デジタルデバイド）が懸念されています」を「情報格差の問題が生じています」に修正したほうがわかりやすい。	一般的にデジタルデバイドと情報格差は同義で使われており、原案どおりといたします。
50	10	茨木市を取り巻く社会環境 ⑧情報化ネットワーク社会の進展	掲載の写真は、何を示しているのかがわからず、ここでは不要。	SNSの例として、Facebookの画面を掲載しておりますので、原案どおりといたします。
51	10	茨木市を取り巻く社会環境 ⑨厳しい財政環境	「景気は穏やかな回復基調にある」とあるが、「景気は緩やかな回復基調にある」が正しいのではないか。	「穏やかな」を「緩やかな」に修正いたします。
52	11	市民アンケート 市民ワークショップ	市民アンケートと市民ワークショップは資料編として、掲載が望ましい。	総合計画全体のボリュームから、市民アンケートと市民ワークショップは別冊の資料といたします。
53	13	計画の位置づけ	目次では「計画の位置付け・役割」となっているが、13ページでは「計画の位置付け」となっている。	目次を「計画の位置付け」に修正いたします。
54	13	計画の位置づけ	行政運営計画としての位置づけの記述は、行財政運営の指針としての筋道が通っていない。	総合計画は各分野の行政計画の基本であることから、最上位計画としての指針であり、また、施策評価の実施により進捗管理を行うことで、行財政運営の指針でもあります。
55	14	計画の構成と期間	実施計画を同じ5年間としてローリング方式で毎年改定するとあり、これであれば、2年目以降は、実施計画が基本計画より先行して策定されることになる。実施計画の期間を2年とするのが妥当。	平成28年度以降の実施計画は、その計画期間が後期基本計画の計画期間に及ぶこととなりますが、実施計画を策定する中で、前期基本計画の取組の充実や方向性を検討し、後期基本計画策定の参考とする考えであります。そのような趣旨からも実施計画の計画期間を5年としております。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
56	14	計画の構成と期間	実施計画は、この総合計画とは別途策定する旨、追加で記載が必要。	本計画書では基本構想と基本計画を掲載しており、実施計画は別途作成する旨を記載いたします。
57	14	計画の構成と期間	提示された(案)では、計画の構成として、実施計画の記載があるものの、目次に記載がない。	
58	16	基本構想の概要	「概要」ではなく、「体系」あるいは「構図」であるべき。	基本構想の全体像を要約したものでありますので、原案どおり「概要」といたします。
59	19	スローガン	“「ずっと」住み続けてもらえる「いばらき」をめざします”は、だれがまちづくりをすると考えられているのだろうか。	1ページの「はじめに」で記載のとおり、総合計画は本市の将来像を市民、事業者など様々な主体で共有し取り組んでいくものでありますので、スローガンも同様であります。
60	20	まちの将来像 (1)ともに支え合い、健やかに暮らせるまち	「自助」・「互助」・「共助」・「公助」についての記述があり、ならば、脚注もここに記載されるべき。	47ページの「自助・互助・共助・公助」の注釈を、20ページの本文の後に移動いたします。
61	22	まちの将来像 (3) みんなの”楽しい”が見つかる文化のまち	「誰もが気軽に～できる」という文言が何度も出てきており、読みづらい文章になっているので、分かりやすい表現に修正してはどうか。	「誰もが気軽に生涯スポーツに」を「誰もが生涯スポーツに」に、「誰もが気軽に文化芸術活動に」を「気軽に文化芸術活動に」に修正いたします。
62	24	まちの将来像 (5)都市活力がみなぎる便利で快適なまち	「ポテンシャル」は、カタカナより日本語のほうがよいのでは。	「ポテンシャル」という言葉は一般的に使われていると考えており、原案どおりといたします。
63	30	施策体系	施策名称の語尾に「すすめる」と「進める」が混在している。	3-5「都市間の交流と国際化を進める」を「都市間の交流と国際化をすすめる」に修正いたします。
64	30	施策体系	「⑤青少年が心豊かにたくましく成長できるよう推進する」は、何を推進するのかわからないので、「支援する」などに変更したほうがよいのでは。	「青少年が心豊かにたくましく成長できるよう推進する」を「青少年が心豊かにたくましく成長できるよう取組を推進する」に修正いたします。
65	31	施策体系	「都市づくり」と「まちづくり」が混在している。	全体では「まちづくり」としていますが、129ページに記載のとおり将来像5においては、都市計画マスタープランとの整合性から「都市づくり」と「まちづくり」を使い分けております。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
66	32	2 将来人口推計	15年先までの総人口と年齢階層別人口割合のみが掲載され、家族のあり方が変容している視点に欠けており、地域社会でのコミュニティ活動や福祉、さらには社会保障制度に大きな影響を及ぼす世帯数や家族構成の現状と将来推計が見られない。	「2 将来人口推計」では「将来推計人口等調査」の結果をもとに、本市のまちづくりに与える影響が高いと考えられる総人口の推移と年齢階層別人口割合の推移を掲載しております。同調査では総世帯数の推移や類型別一般世帯数の推移を推計しており、その結果も踏まえて総合計画を検討しております。
67	35	重点プランとは	重点プランに位置付けている施策（取組）が40施策（131取組）のうち、22施策（42取組）が対象であり、これでは、重点プランのねらいがわからない。	重点プランとして3つのプランを設定しておりますが、これらに関連する施策別計画の施策数、取組数をカウントした数字を示しています。重点プランの基本的な考え方である長期的な視点に立った持続可能なまちづくりを進める上で、どの施策や取組も重要であると考えております。
68	35	重点プランとは	“共助・公助”に“互助”を加えた記載があるが、適切といえず、“支え合い・協働”を提案。	共助・公助、互助の概念には、支え合いや協働の概念を包括しており、原案どおりといたします。
69	35	重点プランとは	重点プランの説明において、「複数の部・課が一体となり連携して実行」と、市役所内の連携について記載されていますが、当たり前の話であり、重点プランにはもっと大きな視点が必要なのではないかと。	「これらの重点プランは、施策や取組をまたがり、複数の部・課が一体となり、連携して実行していくものです」を「これらの重点プランは、施策体系の枠を超え複数の施策や取組を一体的に実行していくものです。」に修正いたします。
70	35	重点プランとは	これだけ多くの施策・取組が重点プランとされているなか、障がい者施策が対象になっていないのは、なぜなのか。	重点プランについては、少子高齢化による人口構造の変化や人口減少などの社会環境の変化を踏まえ、重点的に取り組むべきテーマとして位置づけており、3つのプランを設定しております。障害者への支援は大切な施策であります。重点プランにおいては上記のテーマから選定しており、原案どおりといたします。
71	35	重点プランとは	シティプロモーションは、地域経済活性化のため、地域の魅力を内外に訴求し、地域資源を最大限活用しようとする取組であり、ここでの施策と取組みが主客転倒している。施策別計画の施策7-1「まちの魅力を市内外に発信する」でも触れられているが、重点プランの一つとして、戦略をもって取り組むことではないかと。	重点プランの推進を効果的に発信していくことで、より茨木市の魅力を高めていく目的で、重点プランにおいてもシティプロモーションについて記載しております。シティプロモーションは地域経済活性化のみを目的として行うものではなく、重点プラン全体にかかる内容であるため、原案どおりといたします。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
72	35	重点プランとは	環境政策に関して“はじめに”や施策別計画では触れられているのに対し、重点プランでは、北部地域の活性化で6-2-2があるのみで、取組姿勢に一貫性が見られない。	環境は大切な施策であります。重点プランはまちづくりの視点である活力やつながりの観点から3つのプランを設定し、これに関連する施策別計画の施策や取組を掲げておりますので、原案どおりといたします。
73	36	重点プラン1：若い世代に選ばれ、高齢者がいきいきと活動できるまちをつくる	「重点プラン1：若い世代に選ばれ、高齢者がいきいきと活動できるまちをつくる」を「若い世代に選ばれ、高齢者や障害者がいきいきと活動できるまちをつくる」としてはどうでしょうか。重点プランにおける「高齢者への支援を推進する」については、「高齢者や障害者への支援を推進する」としてはどうでしょうか。	重点プランについては、少子高齢化による人口構造の変化や人口減少などの社会環境の変化を踏まえ、重点的に取り組むべきテーマとして位置づけており、3つのプランを設定しております。障害者への支援は大切な施策であります。重点プランにおいては上記のテーマから選定しており、原案どおりといたします。
74	37	重点プラン1：若い世代に選ばれ、高齢者がいきいきと活動できるまちをつくる	5-3-1「子育て世代（女性）の就労・創業支援」とあるが、「創業」までを支援することが重要なのか。	子育て世代（女性）の社会進出を図るためには、創業を志す女性向けに、創業の基礎から学べるような講座などの支援も必要であると考えております。
75	37	重点プラン1：若い世代に選ばれ、高齢者がいきいきと活動できるまちをつくる	「子育て世代の雇用機会を増やす取組」とはどういうイメージか。	仕事と家庭生活の両立、働きやすい職場づくりの促進を図っていきます。
76	37	重点プラン1：若い世代に選ばれ、高齢者がいきいきと活動できるまちをつくる	重点プラン1を構成する施策・取組には「地域の子育て支援拠点」が重要ではないか。	「地域の子育て支援拠点の充実」を追加いたします。
77	39	重点プラン2：魅力と活力のあふれるまちをつくる	まちなか空間の活性化には「公共交通の利便性向上」にも重点的に取り組むべきではないか。	「公共交通の利用促進をはじめとする、交通環境の整備」を追加いたします。
78	39	重点プラン2：魅力と活力のあふれるまちをつくる	「バランスの取れた自然環境をつくる」では、農地や森林の新たな担い手の視点が必要ではないか。	5-1-1「地域経済を支える産業をまもりそだてる」に取組「農林業の振興」を追加し、内容に「農林業の新たな担い手の養成」「遊休農地・放置森林とのマッチングの推進」を記載いたします。
79	39	重点プラン2：魅力と活力のあふれるまちをつくる	3-3-2「場」づくりにおいては、より「気軽に」文化芸術に触れるということを重視してはどうでしょうか。	「文化芸術に触れる場づくり」を「気軽に文化芸術に触れる場づくり」に修正いたします。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
80	41	重点プラン3：安全・安心に暮らせるまちをつくる	交通ルールと交通マナーは内容が異なります。「交通ルールの遵守」などの言葉を盛り込むべきと思われます。また、交通マナーの周知という表現はおかしいのでは。	41ページの「交通マナーの周知など」を「交通マナーの啓発など」に修正します。42ページの取組の内容「交通マナーの啓発」は「交通ルールの遵守や交通マナーの啓発」に修正いたします。
81	41	重点プラン3：安全・安心に暮らせるまちをつくる	防災意識の高揚には、地域での取組が重要だと考える。	「多くの人に参加しやすい防災訓練等の実施」を「多くの人に参加しやすい地域での防災訓練等の実施」に修正いたします。
82	47	1-1 地域福祉を推進する	「自助」・「互助」・「共助」・「公助」については、注釈を下記のとおり修正してください。 「自助」…地域に住む一人ひとりが努力していくこと。 「互助」…友人関係、近所づきあいなど、地域で互いに支え合うこと。 「共助」…一定のコミュニティでシステム化されたものや、社会的な制度で共に支え合うこと。 「公助」…個人や地域など、民間の力では解決できない問題に対して、行政(公的機関)が行うこと。	語尾を「取組」から「こと」に修正します。 「共助」の説明については、例示をあげるほうがわかりやすいとの考えから、原案どおりといたします。
83	50	1-2 高齢者への支援を推進する	高齢者福祉を充実してください。	元気で活動的な高齢者も社会の支え手の一員となることができるよう体制を整備し、高齢者の社会参加の機会が充実するなど、地域の活性化を図ります。 高齢者が医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や住まいで、自立した生活ができる環境を整備していきます。
84	50	1-2 高齢者への支援を推進する	施策名は、支援の本来の姿や取組の内容を踏まえ、「高齢者へのいきがい支援を推進する」とするのが望ましい。	施策の内容が「いきがい」の支援に限定されるものではないことから原案どおりといたします。
85	50	1-2 高齢者への支援を推進する	策定作業中の「高齢者保健福祉計画(第7次)・介護保険事業計画(第6期)」では、取組2「地域包括ケアシステム等の推進」に関連の目標として“安心して暮らせる地域づくり”と“認知症高齢者支援策の充実”の記載があり、これを踏まえると、取組目標及び各主体が行うことに認知症に関する記述が必要。と同じく、その目標の一つに“介護予防・生活支援の推進”があり、新たに取組3として記載されるべき。	取組2「地域包括ケアシステム等の推進」の市が行うことについて、「課題を抱えるひとり暮らし高齢者等に対し」を「課題を抱える認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等に対し」に修正いたします。 なお、ご意見の取組3を新たに設定することについては、取組2に含まれる内容であるため、原案どおりといたします。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
86	52	1-2 高齢者への支援を推進する	地域包括ケアシステムの「推進に努めます」を「推進します」に修正してください。	「地域包括ケアシステムの推進に努めます。」を「地域包括ケアシステムを推進します。」に修正いたします。
87	53	1-3 障害者への支援を推進する 他	障がい者、女性施策を充実してください。	障害福祉サービスの充実や雇用・社会参加を進めることで、誰もが地域社会で自立して安心して生活できる共生社会の構築を進めていきます。 また、「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会の実現をめざします。
88	53	1-3 障害者への支援を推進する	施策1-3「障害者への支援を推進する」の「施策の必要性」において、「障害者一人ひとりが地域で自立した生活を送るためには、必要な情報やサービスへのアクセスが容易であり、障害者の尊厳が守られ、社会参加を妨げる障壁のない地域づくりを推進する必要があります。また、障害者自身が行政や地域住民と協働して地域づくりの意思決定の機会へ積極的に関与できる環境を整えることが重要です。障害者の自立につながるよう…（以下案どおり）」としてください。 取組3「障害者の社会活動への参加促進」において、「社会活動への参加及びともに支え合い、健やかに暮らせるまちづくりへの参画」としてください。	障害者を取り巻く現状と課題や今後取り組む障害者施策において、ご意見いただいた内容は十分認識・理解しております。また、障害者への情報保障をはじめ当事者の意思決定による社会参加等々これからの障害者施策において取り組まなければならない課題は、いただいたご意見以外にもあると認識しております。本計画には、一部を具体的に明記するのではなく、ご意見いただいた内容も含め、全体的な今後の施策の必要性を簡潔なかたちの表記にとどめております。
89	55	1-3-1 障害者福祉サービスの充実	「現状と課題」において、「その他制度のさらなる効果的な利用が図られる必要があります。」を「その他制度へのアクセスを容易にするとともに、さらなる効果的な利用が図られる必要があります。また、地域での生活の可能性が十分に検討されないまま、障害者支援施設や精神科病院で長期間生活生活している障害者がいます。」としてどうか	

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
90	55	1-3-1 障害者福祉サービスの充実	「目標」において、「障害福祉サービス等が利用できています。」を「障害福祉サービス等が利用でき、可能な限り在宅での生活を行うとともに、障害者支援施設等においても地域とつながりを持ってその人らしい生活ができています。」としてはどうか	障害者を取り巻く現状と課題や今後取り組む障害者施策において、ご意見いただいた内容は十分認識・理解しております。また、障害者への情報保障をはじめ当事者の意思決定による社会参加等々これからの障害者施策において取り組まなければならない課題は、いただいたご意見以外にもあると認識しております。本計画には、一部を具体的に明記するのではなく、ご意見いただいた内容も含め、全体的な今後の施策の必要性を簡潔な私たちの表記にとどめております。
91	55	1-3-1 障害者福祉サービスの充実	「市」について「障害福祉サービス等の拡充に努めるとともに、その情報発信を強化し、積極的に障害者の支援の必要性を把握する活動を実施しつつ、サービスの適正化、（略）。また、地域生活が可能と考えられる障害者支援施設等の障害者の把握に努め地域生活への移行を支援を行います。」としてはどうか	
92	55	1-3-3 障害者の社会活動への参加促進	「現状と課題」において、「障害者が自らの生活の場所やサービスを選択したり、受けている支援に対して当事者としての意見を言ったり、意思決定に参画するための環境が整っていません。また、障害のない人に比べて外出などが難しく、社会活動への参加の機会が制限されてしまっています。」としてはどうか。	
93	55	1-3-3 障害者の社会活動への参加促進	「目標」について、「障害者が自らの生活や地域づくりなどにおいて意見をいい、意思決定に積極的な関与を行うとともに、自分らしく生きがいを（以下案どおり）」としてはどうか。	
94	55	1-3-3 障害者の社会活動への参加促進	「市」について、「障害者が必要な情報を得て自らの生活について主体的に選択し、地域づくりに参画ができるよう、行政各部門、事業者及び地域住民等と協働して環境整備を行います。また、障害者が多様な（以下案どおり）」としてはどうか。	
95	55	1-3-3 障害者の社会活動への参加促進	「市民」について、「（略）地域行事、交流会に積極的に参加することなどにより、体験を通じて障害者について理解を深めます」としてはどうか。	

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
96	56	1-4 生活困窮者への支援を推進する	来年度から施行される生活困窮者自立支援法に基づく新制度に関し、この施策の内容は施策1-1「地域福祉を推進する」が妥当。もしくは施策5-3「就労支援と働きやすい職場作りづくりを進める」の中が望ましい。	生活保護制度も含めた生活困窮者支援は、重点的に取り組むべき施策であることから、地域福祉とは別に項目をたてております。
97	57	1-4 生活困窮者への支援を推進する	「保護世帯数等」の参考図表は、適切なものといえないが、用語も含め、「被保護世帯数・被保護人員・保護率の年次推移」が妥当。	タイトルを「保護世帯数等」から「生活保護世帯数等の推移」に修正いたします。また、凡例を「被保護世帯数」「被保護人員」に修正いたします。
98	57	1-4 生活困窮者への支援を推進する	下部のグラフ「保護」ではなく「生活保護」と記載したほうが分かり易いのではないかと。	
99	59	1-5 健康づくりや地域医療を充実する	施策の方向性での1行目から2行目は、「保健活動」がダブって回りくどい。「地区担当制による保健活動の推進などを積極的に展開し」ではどうか。	「保健活動の推進など積極的な保健活動を展開し」を「保健活動の推進などを積極的に展開し」に修正いたします。
100	59	1-5 健康づくりや地域医療を充実する	分野別計画等で「茨木市特定健康診査等実施計画(第2期)」も記載されるべき	分野別計画等に「特定健康診査等実施計画(第2期)」を追加いたします。
101	61	1-5-1 健康づくりの推進	市民が行うことを「一人ひとりが健康であることを自分自身の問題と認識し、健(検)診を受診するとともに、健康づくりに取り組みます。」に修正してください。	「考え方に立ち、積極的に」を「考え方に立ち、健(検)診を受診するなど積極的に」に修正いたします。
102	64	1-6 社会保険制度を安定的に運営する	関連する施策と連携の内容の施策1-2「高齢者への支援を推進する」、施策1-5「健康づくりや地域医療を充実する」の記載内容はこの施策に整合していない。	施策1-2との「関連する施策と連携の内容」を「健康づくり、生きがいづくり、日常生活自立支援など」から「生きがいづくり、健康づくり、日常生活自立支援など」に表現を修正いたします。 なお、施策1-5との「関連する施策と連携の内容」については、適切な内容であるとの考えから、原案どおりといたします。
103	64	1-6 社会保険制度を安定的に運営する	参考図表は、取組の記載順にあわせて、掲載してください。	ご意見を踏まえ、整理します。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
104	65	1-6-1 介護保険制度の安定的な運営	市が行うことの「介護予防等による財源の確保」は短絡的であり、「介護予防・健康づくりによる元気高齢者の増加や給付の適正化、保険料の収納対策を通じて、財源の確保に向けた取組の強化を図る」に改めてはどうか。	「介護予防・健康づくりを通じて、財源の確保に向けた取組の強化を図る」を「介護予防・健康づくりによる元気な高齢者の増加や給付の適正化、保険料の収納対策を通じて、財源の確保に向けた取組の強化を図る」に修正いたします。
105	65	1-6-2 国民健康保険制度の安定的な運営	市町村による国保制度運営を堅持して下さい。	「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、「国民健康保険の運営について、都道府県が担うことを基本としつつ、都道府県と市町村において適切に役割分担する」とされています。
106	68	2-1 すべての子どもの育ちを支援する	関連する施策と連携の内容において、施策5-3「一般事業主行動計画策定を啓発します。」は「策定」を「啓発」するという表現がわかりにくい。	「一般事業主行動計画策定の必要性について周知・啓発をします。」に修正いたします。
107	70	2-1 すべての子どもの育ちを支援する	関連する施策とその連携の内容で記載している施策1-4「生活困窮者への支援を推進する」に関し、国では、「子供の貧困対策に関する大綱 ～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現をめざして～」を定めており、対応する取組の追加が望まれる。	取組1「子どもの健やかな育ちを等しく支援」において、子どもの貧困対策について課題認識しておりますので、原案どおりといたします。
108	71	2-1-3 幼児教育と保育の質と量の向上	公的な保育・学童保育を充実してください。	保育の提供体制を計画的に整備するとともに、その充実・向上に努めていきます。
109	71	2-1-3 幼児教育と保育の質と量の向上	保育所の民営化は中止し、公立保育所の拡充をしてください。	保育所の民営化については、平成25年3月の定例市議会において議決をいただくとともに、より丁寧な民営化の取組を進めているところでありますので、中止する考えはありません。 また、公立保育所を拡充する考えはありませんが、存続する5ヶ所の公立保育所において、その機能と役割を検討し、地域の子育て支援の拠点の充実に努めていきます。
110	71	2-1-3 幼児教育と保育の質と量の向上	待機児童が0になるように定員を増やして下さい。	待機児童の解消については、私立保育園の新設、定員増に加え、小規模保育の整備や市立幼稚園の認定こども園化など、総合的な施策を講じていきます。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
111	74	2-2-3 地域の人材を活用した子育て支援	「市民が行うこと」と「事業者・団体が行うこと」が同じ。工夫をしてください。	「事業者・団体が行うこと」欄を「経験・知識・技術等をいかすなど、積極的に活動・参加するとともに、積極的に活動・参加する市民に協力します。」に修正します。
112	75	2-3 「生きる力」を育む教育を推進する	保育所、幼稚園、小学校と学童保育の連携も充実させてください。	学校園をはじめ保育所、学童保育等が連携して就学前から中学校卒業まで一貫した「きめ細やかで質の高い教育・保育」を保障していきます。
113	86	3-1 生涯学習の機会を増やし情報提供を充実する	関連する施策と連携の内容の施策1-5「健康づくりや地域医療を充実する」の記載内容は、基本計画にふさわしいか。	88ページの「図書館サービスの充実」の目標における「乳幼児から高齢者まで、市民のくらしに役立つ図書館サービスが提供されています」を担う連携内容であると考えており、原案どおりといたします。
114	87	3-1-1 生涯学習推進体制の整備	「生涯学習推進計画」を策定されたい。	施策の方向性で記載のとおり、今後、生涯学習に関する計画を策定いたします。
115	88	3-1-4 公民館活動の推進	施策7-6で公民館のコミュニティセンター化が策定されており、整合を図ってください。	公民館は施設がコミュニティセンター化されても、当該施設を利用して公民館活動を進めております。そのため、「公民館活動の推進」とコミュニティセンター化は整合する内容であります。
116	90	3-2-2 スポーツ関係団体や指導者の育成	市民が行うことが空白だが「スポーツに親しむなか、ロコモティブシンドロームを認知し、運動習慣者のネットワークづくりに努めます」を提案。	ご意見の内容は、市や事業者・団体が主体となって、スポーツ関係団体や指導者の育成を実施するものであるため、原案どおりといたします。
117	93	3-3-2 文化芸術とふれる・感じる・つながる「場」づくり	事業者団体が行うことに「自立した文化芸術団体」という表現がありますが、違和感を覚えます。「自立した」はあえて書く必要があるのでしょうか。	「文化振興財団や自立した文化芸術団体は」を「文化振興財団などの文化芸術団体は」に修正いたします。
118	96	3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	この施策の推進には、交通網の整備が必須要件である。	市総合交通戦略において、山間部を訪れる観光客等の移動手段として、公共交通の利用促進等の検討を行うとの考え方を示しております。 「関連する施策と連携の内容」に施策5-8を追加し、連携の内容は「観光客の移動手段として、公共交通の利用を促進します。」とします。
119	97	3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	将来像である“みんなの楽しい”の観点からも子どもがふるさとと感受するまちづくりが必要であり、関連施策と連携内容に2-3（「生きる力」を育む教育を推進する）の追記が望まれる。	子どもたちが、茨木市をふるさととして愛着を抱いてもらえるようなまちづくりを行うことは大切ですが、観光と教育の施策で直接的には連携して行うものではないと考えておりますので、原案どおりといたします。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
120	97	3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	「市北部地域をいかした観光等、中心市街地の活性化を推進します。」の箇所は意味がわかりにくい。	「市北部地域をいかした観光等、中心市街地の活性化を推進します。」を「北部地域の地域資源や中心市街地の魅力をいかした観光・交流促進を図ります。」に修正いたします。
121	98	3-4-1 観光資源の発掘とネットワーク化の推進	都市住民とはなにか。	都市部に住んでいる住民を指しますが、表現を分かりやすくするため「市民」または「来訪者」に修正します。 また、142ページの「市民が行うこと」欄の「地域住民や学生、都市住民が北部地域の」を「地域住民や学生、来訪者が北部地域の」に修正いたします。
122	106	4-1-3 建築物の耐震化の促進	取組3「建築物の耐震化の促進」において、市が行うことに「補助制度の拡充」とあるが、まちの将来像5に記載されている「空家対策、共同住宅の建て替え」とどちらを優先的に取り組んでいく考えか。	地震による建築物の倒壊等は、周辺への影響、避難、復旧活動への影響もあり、緊急交通路沿道の建築物の耐震化は、喫緊の課題と考えております。そのため、市としては、耐震化補助制度の拡充に努めていきます。また、今後、問題となる共同住宅の建て替えの促進への取組、近年増加しつつある空き家については、適正な管理を促すとともに、活用につなげる取組を行いたいと考えております。
123	107	4-1-5 総合的な雨水対策の推進	市が行うことにおいて、「歩道舗装における」→「歩道における」の方がわかり易いのではないかと。	舗装という表現が続くことから「歩道舗装における」を「歩道における」に修正いたします
124	107	4-1-6 安威川ダムによる治水対策	彩都開発や安威川ダムの大規模開発は止めるよう強く要請します。開発により下流河川を決壊させる恐れがあり、また、最近発生している集中豪雨では、ダムが役に立っていません。	彩都や安威川ダムは、本市にとって重要な施策です。彩都開発に際しては、下流河川の負担とならないよう調節池など必要な対策を講じていきます。また、安威川ダムは、ダム上流域の流出のピークカットを行い、貯留することで下流河川の負担を軽減させる効果があります。
125	113	4-3-1 防犯環境の整備	「地域安全センター」を早期に設置されたい。	地域安全センターは、大阪府と連携し地域が主体となり設置するものであることから「市民が行うこと」に記載しております。地域安全センターの早期設置といった内容を「市が行うこと」に記載することは難しいため、原案どおりといたします。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
126	114	4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	「自立した消費者」とは、教育によって育成されるものなのだろうか。本来は必要に応じての自発的学習であり、相談対応や問題提起による啓発はあるにせよ、教育は了解できない。	「自立した消費者」となる考え方や生活スタイルを、小さな頃から段階的に学び、その関心を高めなければ、自発的学習にもつながらないことから、消費者教育は必要であると考えております。 なお、消費者教育の推進に関する法律によれば、消費者教育の推進に関し、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、施策を実施する責務を有するとされています。
127	115	4-4 消費者教育を推進し、自立した消費者の育成に努める	関連する施策と連携の内容において、「共同での出前講座の実施」が、誰と共同するのかわかりません。	それぞれ関連する施策の担当課と連携して出前講座の実施等を行っていきます。なお、他の連携内容と表現をあわせるために「共同での」を削除いたします。
128	115	4-4-2 消費者相談の充実	市が行うことにおいて、「機関との連携」を「地域包括支援センターとの連携」に修正されたい。	連携が必要なのは地域包括支援センターに限定されるものではないため、原案どおりといたします。
129	117	5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	小規模企業振興基本法に則り、小規模企業振興を産業政策の重要な柱とするよう明記してください。	市内企業における小規模企業の割合は大きいと認識しており、その上で「市内事業所の事業継続・成長を支援する。」と明記しております。
130	117	5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	施策の必要性において、高齢化問題は農林業従事者に限らず、小売業者も同様であること、新たな担い手として学生を含む若手の育成が希求され、記述が望まれる。	地域経済を支える産業、特に農林業において高齢化問題は大きな課題であると認識し記載しております。 また、121ページの取組1「農林業の振興」中、市が行うことの都市住民や企業等には新たな担い手としての若者も含んでおりますので、ともに原案どおりといたします。
131	117	5-1 地域経済を支える産業をまもり育てる 5-2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、育てる	施策5-1と施策5-2は「地域経済を支える産業をまもり、時代の変化を見通した産業をつくる」とまとめるのが望ましい。	表現上、施策5-1と施策5-2を結合することは可能だと考えますが、各施策の必要性や方向性を踏まえたうえで、複数の取組を体系付けており、互いの施策間での関連付けも行っておりますので、原案どおりといたします。
132	120	5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	参考図表のうち、「商業集積地の事業所数・従業者数等」は、施策との関連性が少なく、いささか古い統計であり、削除を。	商店街や市内事業所の現状を示すため、本市における商業集積地の事業者数・従業者数等を示しております。また、記載のデータが最新でもあり、原案どおりといたします。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
133	120	5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	「ロサビア」→「ロサヴィア」、「マイカル茨木」→「マイカル茨木（現在はイオン茨木）」が正しいのでは。	統計調査からの引用であるため、原案どおりといたします。
134	122	5-1-3 商業の活性化	地域経済・雇用振興街づくり条例を制定してください。	産業振興アクションプランの推進や各種補助事業等の実施により、商工業の振興と地域経済の活性化を図っていることから、改めて地域経済等の振興条例の制定は必要ないと考えております。
135	122	5-1-4 企業活動への支援	取組4「企業活動への支援」での市民が行うこととして、コミュニティデザインや学生のアイデアなどの活用がある。	活用するのは事業者・団体等になり、ご提案の内容は市民が行うことには馴染まないと考えますので、原案どおりといたします。
136	124	5-2 時代の変化を見通した新しい産業をつくり、そだてる	掲載されている2件の資料は、施策とどのような関連性があり、何を示そうとしたものなのか。	バイオ・ライフサイエンス関連の企業集積が進む彩都における企業立地の現状を示すため、彩都ライフサイエンスパークの現状及びインキュベーター施設の入居状況を示しております。
137	125	5-2-3 特区制度などを活用した企業立地	取組3「特区制度などを活用した企業立地」が別立てになっているが、彩都以外で、特区制度により、環境関連などの成長産業を集積することができるのだろうか。取組1「地域経済の成長を先導する事業者の創出・育成」取組2「幹線道路沿道での企業立地誘導」での企業支援施策として、特区制度や企業立地促進奨励金などに触れるのが妥当では。	特区制度や企業立地促進奨励金などの企業支援施策の活用した企業支援の取組は、本市の地域経済活性化において重要であると考え、一つの取組として取り扱っておりますので、原案どおりといたします。
138	126	5-3 就労支援と働きやすい職場作りをすすめる	一つの施策にまとめず、関連施策と連携内容で記述し推進するのが良い。なかでも施策1-4に関し施策1-1での重点的取組として具体化が求められる。あるいは、施策の趣旨を「多様な就業意向に応じた支援の充実」とすることにより、この章から第7章に移し、その施策の一つとするか、施策5での取組とするか、いずれかが望ましい。	就労支援や働きやすい職場づくりは、高齢者や障害者、生活困窮者、女性など様々な施策との連携が必要であり、核となる施策が必要であるとの考えから一つの施策としております。また、産業施策と密接に関係することから、第5章に位置付けております。
139	126	5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	産業振興ビジョン・アクションプランの記載内容が118ページ及び123ページと異なるので、統一してはどうか。	118ページの記載内容に統一いたします。
140	126	5-3 就労支援と働きやすい職場づくりをすすめる	第2次男女共同参画計画の記載内容が181ページと異なるので、統一してはどうか。	181ページの記載内容に統一いたします。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
141	129	5-4 地域特性をいかした都市づくりを計画的に進める	用語の使い分けは、どの施策が対象なのか。特に「まちづくり」は、計画全体でのキーワードであり、ここでは「地域づくり」とするのが望ましい。	注釈に記載のとおり、施策5-4から5-9においては、都市計画マスタープランと関連が深く、都市計画マスタープランと整合を図るため、「まちづくり」といたします。
142	133	5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	「みどり」について、施策6-2の脚注と整合しない。	160ページの『～「緑」と「みどり」の違いについて～』の注釈を133ページに移すとともに、その注釈に基づき、文言を統一・整理いたします。
143	133	5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	「みどり」は「緑」でよいのでは。あえてのひらがな表記であれば、注釈を入れてはどうか。P160に注釈があるので、そこに誘導するか、こちらに移動してはどうか。必要性・方向性はひらがな表記だが、取組の体系・計画名は漢字になっている。	
144	133	5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	取組1～3は施策6-1、施策6-2と重複しているところが多い。	第5章では公園や建築物などのハード整備や景観に主眼を置いた施策について記載をしております。
145	133	5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	第5章での環境関連施策は、続く施策7も含め、都市計画マスタープランが参照され、対して後出の第6章では、施策1～4のいずれも第2次環境基本計画が参照され、施策・取組が整理されていない。	分野別計画等を整理いたします。
146	136	5-5-3 良好な景観の保全と創造	市が行うことにおいて、「また、地域の歴史文化をいかし地域の魅力向上につなげていきます。」の部分は、景観の取組であることがわかりにくい。（具体の展開例としては、隠れキリシタンを偲ばせる棚田や里山などの原風景の保全などが考えられます。）	「地域の歴史・文化資源をいかす魅力ある景観の形成に努めます。」に修正いたします。
147	136	5-5 良好で住みよい環境・景観づくりをすすめる	「自慢できる、茨木市民として誇れる景観」のグラフ横軸のほぼ全てに「～景観」と付いています。（例：自然景観、眺望景観、水辺景観、歴史・文化的景観・・・） 「景観」がほぼ共通するのなら、外してしまったほうが一般的には分かりやすいグラフになると思います。	アンケート「茨木市の景観について」の表現であり、原案どおりといたします。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
148	137	5-5-4 良好な住宅ストックの形成	分譲マンション大規模改修と個人住宅リフォーム助成条例を制定してください。	本市では、民間住宅の耐震改修やバリアフリー改修などの補助制度をそれぞれの制度目的に沿って実施していることから、分譲マンション大規模改修や個人住宅リフォームに対する助成制度の条例制定をする必要はないと考えております。
149	138	5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	露骨な定住引込み策を前面に押し出すことは、長い目で見た市のイメージ戦略として有効ではないと考えますので、施策の必要性において、「都市間競争を生き抜く魅力あるまちであり続けるためには、」は「定住人口の減少を抑えた持続可能な魅力あるまちであり続けるためには、」程度のほうがよいと思います。	「住みたい」、「住み続けたい」と思われる魅力的なまちづくりをめざしており、原案どおりといたします。
150	139	5-6 時代と市民の期待・要請に応え活力みなぎる都市づくりをすすめる	関連する施策と連携の内容の施策5-1において、「地域産業活性化」を「地域産業の活性化」に修正。	「地域産業活性化」を「地域産業の活性化」に修正いたします。
151	140	5-6-1 生活を支える拠点の整備・充実（拠点の配置とネットワークの維持・増進）	J R 阪急間の混雑時における移動時間短縮やタクシーの狭隘道通過による安全上の問題から路面電車を導入してはどうか。中心市街地の活性化にもつながると考える。	自動車、自転車、歩行者の通行空間を分離し、沿道のにぎわい創出と交通安全性を高め、あらゆる世代の人が歩いて楽しいと感じる道路空間を創出することを目的に、J R 茨木駅から阪急茨木市駅間の幹線道路の一方通行化の検討を進めているところであり、路面電車の導入については考えておりません。
152	140	5-6-1 生活を支える拠点の整備・充実（拠点の配置とネットワークの維持・増進	現状と課題において、「市中心部の J R 及び阪急駅前広場」→「市中心部において、J R 茨木駅及び阪急茨木市駅の駅前広場」、「コンパクトなまちづくり」→「集約・連携型のまちづくり」の表現が適切ではないか。	「市中心部の J R 及び阪急駅前広場の再整備」は分かりやすい表現であるため、原案どおりといたします。「コンパクトなまちづくり」については、イメージが伝わりやすい表現であるため、原案どおりといたします。
153	140	5-6-1 生活を支える拠点の整備・充実（拠点の配置とネットワークの維持・増進	市が行うことについて、「交通をはじめとしたネットワーク機能」は、交通以外でどのようなネットワークが考えられるのかがよくわかりません。	「また、それらの拠点を結ぶ交通ネットワーク機能」に修正いたします。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
154	141	5-6-2 魅力ある中心市街地・駅周辺の整備	一方通行化の推進は実現可能か。	中心市街地の賑わいづくりや沿道の活性化、また、歩いて暮らせるまちづくりに、大いに寄与する計画と考えており、その実現に向けて取り組んでまいります。
155	141	5-6-2 魅力ある中心市街地・駅周辺の整備	取組2「魅力ある中心市街地・駅周辺の整備」の目標において、「協働の賑わいづくりの活動が」を「協働による活動が」とした方が、文章が分かりやすいのでは。	「協働の賑わいづくりの活動が」を「協働による活動が」に修正いたします。
156	142	5-6-4 市北部地域の魅力向上	他の箇所は「市北部地域の魅力向上」に「市」が入っていないので、統一してはどうか。	「市北部地域」を「北部地域」に統一します。また、「市北部」という表現も「北部地域」に修正いたします。
157	142	5-6-4 市北部地域の魅力向上	現状と課題において、「北部地域には緑豊かな自然や歴史環境があり、憩い・癒しの場として」→「北部地域は緑豊かな自然や歴史環境を有する地域であり、憩いの場として」に修正してはどうか。	北部地域全体の緑豊かな自然環境は、市民の癒しの場ともなっていることから、原案どおりといたします。
158	143	5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据えた持続可能な都市づくりをすすめる	取組1「環境負荷の低減」を施策6-3に、取組2「誰にも優しいまちづくりの推進」を施策5-8に、取組3「危険家屋・老朽マンション対策」を施策5-5に、取組4「都市計画施設の見直し」を施策別計画に続く「5 都市構造」に、それぞれ組み入れ、その上で、適宜な調整・修正をするのが望ましい。	施策6-3については、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進など、ライフスタイルの見直しで低炭素社会をめざす内容ですが、施策5-7の取組1「環境負荷の低減」は都市づくりからの環境負荷低減の内容となっており、分野が異なることから別立てとしているため、原案どおりといたします。
159	143	5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	施策の方向性において「所有者への働きかけ」を「所有者へ対策の働きかけ」に修正（何の働きかけなのか分からないため）	所有者が実際に行動する「対策」だけではなく、啓発等も含んだ働きかけであるため、原案どおりといたします。
160	144	5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	関連する施策と連携の内容の施策5-8において、「都市計画道路の見直しを図る」を「都市計画道路の見直しを行う」に修正してはどうか。	計画的に都市計画道路を見直していくことを表現しているため、原案どおりといたします。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
161	144	5-7 環境負荷の低減や少子・高齢化社会を見据え持続可能な都市づくりをすすめる	関連する施策と連携の内容の施策6-3は、「市民自ら」ではなく「市民自らが」が適切では。	「市民自ら」を「市民自らが」に修正いたします。
162	145	5-7-1 環境負荷の低減	スマートコミュニティの実現性はあるのか、丁寧な説明を求む。	事業主体である東芝において具体化に向け取組が進んでいます。市としてもスマートコミュニティの実現に向けて、東芝と協力しながら取り組んでいきます。
163	145	5-7-1 環境負荷の低減	取組1「環境負荷の低減」の現状と課題において、「スマートコミュニティが構想され」→「スマートコミュニティ構想が計画され」に修正。	「スマートコミュニティ構想」という表現を、統一的に修正いたします。
164	146	5-7-2 誰にも優しいまちづくりの推進	阪急とJRの駅の周辺整備とバリアフリー化を実施してください。	策定中のバリアフリー基本構想に基づき、公共施設や歩行者経路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進していきます。
165	146	5-7-2 誰にも優しいまちづくりの推進	現状と課題の文章の意味がわかりにくい。	「鉄道駅におけるエレベーターの設置や、歩道の段差解消、音響式信号機の設置をはじめとした対策を実施していますが、より計画的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー基本構想の策定やユニバーサルデザインの導入等を進める必要があります。」に修正いたします。
166	146	5-7-2 誰にも優しいまちづくりの推進	目標の文章の流れがわかりにくい。	「市民や市を訪れるすべての人が安全で快適に利用できるよう、公共施設や歩行者経路等のバリアフリー化を実施するとともに、分かりやすく利用しやすい公共空間となるようユニバーサルデザインの導入が進んでいます。」に修正いたします。
167	149	5-8 暮らしと産業を支える交通を充実させる	都市内交通の必要性では、関連施策と関連内容として、高齢者や障害者に対する福祉サービスの視点から施策1-2、施策1-3、観光客等にとって移動便宜性の視点から施策3-4、それぞれの記述が求められる。	関連する施策と連携の内容として、施策1-2、1-3、3-4を追加し、連携の内容を「総合交通戦略に基づく施策を推進します。」といたします。
168	150	5-8-1 公共交通の維持・充実	交通困難地域へのコミュニティバスの運行をお願いします。	市総合交通戦略に基づき、既存バス路線を活用した乗り継ぎ運賃の値下げなどの利用環境の改善に取り組んでいます。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
169	150	5-8-1 公共交通の維持・充実	バス路線の拡大をしてください。 (阪急南茨木～ＪＲ茨木へのバス路線の順延、阪急南茨木～歴史資料館～水尾図書館～南体育館～大阪モノレール沢良宜駅の循環バスを運行)	阪急南茨木駅からＪＲ茨木駅へのバス路線の延伸については、市総合交通戦略に基づき、交通事業者で取組を進めることとしています。また、循環バスの運行については、ご意見があったことを交通事業者に伝えます。
170	150	5-8-1 公共交通の維持・充実	バスへのシニア割引を実施してください。	ご意見があったことを交通事業者に伝えます。
171	152	5-9 市民・民間によるまちづくりを促進する	施策7-6、施策7-7とオーバーラップしているので、住民主体の地域コミュニティよりも事業者・団体を含む民間活力に、地域づくりよりもまちおこしの都市づくりに、施策の趣旨を明確化することにより、取組2を施策7-7へ、逆に施策7-7の取組2・3をこの施策5-9へ移動させるなど施策7-7との全体的な整理が求められる。	様々な構成の考え方があるとは思いますが、体系的にも、また、一覧性などの読みやすさ・分かりやすさからも、現在の構成が最も適切であると考えておりますので、原案どおりといたします。
172	153	5-9 市民・民間によるまちづくりを促進する	「地区計画 決定数」のグラフに箇所数を表示していますが、これだけでは何の表なのかわかりません。箇所数だけでなく地区名等を表示するなど工夫が必要ではないでしょうか。	グラフ名を「地区計画決定一覧」とし、箇所名を追加いたします。
173	155	第6章 心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち	第6章が環境基本計画と変わらない内容ではないか。	総合計画は市で最も上位に位置づけられる、各分野の行政計画の基本となる計画です。同時期に策定作業を行っている環境基本計画、都市計画マスタープランについては、整合が図られるよう連携をとりながら策定しております。
174	158	6-1-2 新たな環境課題への対応	取組2の新たな環境課題への対応では、事業所やライフサイエンス系施設で取り扱われる化学物質だけに触れているが、これが新たな環境課題に相当すると理解できず、PRTR制度に関する事業者の届出が国から公表してホームページ上で公開もされ、むしろ生活環境でPM2.5に代表される大気汚染が深刻化しており、取組1と組合せての取りまとめが望ましい。	化学物質の排出に関しては、平成24年から本市に事務権限の移譲があったことから、新たな環境課題として捉えており、また、ライフサイエンス系施設への対策に関しては、環境基本法に規定する公害の範疇になく、他の自治体においても同様の取組事例が極めて少ないことから、新たなカテゴリーの意で「新たな環境課題」としています。 大気汚染に関しては、PM2.5が注目されていますが、大気汚染項目全般にわたって改善傾向にあり、深刻化している状況ではないため、取組1の「生活環境の保全」に組み入れているものです。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
175	161	6-2 バランスの取れた自然環境をつくる	関連する施策と連携の内容の施策1-5において、国が昨年改訂したヒートアイランド対策大綱によれば、対策を推進する取組みの柱として、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」が追加されており、それを踏まえると、関連施策と連携内容に施策1-5の追加が望ましい。	施策の中でも、特に関連性がある施策を掲載しているため、原案どおりといたします。
176	161	6-2 バランスの取れた自然環境をつくる	関連する施策と連携の内容の施策2-3において、「特定外来性生物」の「性」はいらないのではないか。	「特定外来性生物」を「特定外来生物」に修正いたします。
177	162	6-2-1 都市とみどりの共存	この取組の市が行うことで、みどりのカーテンとあるが、これは、室内温度を下げる効果が期待され、記述するとすれば、市民が行うことで、ヒートアイランド対策としては、壁面や屋上緑化とあるべき。	みどりのカーテンの設置により、室内温度が下降し、冷房の使用が抑制され、排熱が減少するため、ヒートアイランド対策へつながると考えております。
178	164	6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	低炭素なまちづくりには、エネルギー分野のほか、都市構造・交通分野やみどり分野に係る横断的・総合的な取組みが必要であり、エコまち計画の策定などが望まれるものながら、少なくともライフスタイルとともに、ビジネススタイルの見直しが併記されるべき。	このライフスタイルの見直しには、ビジネススタイルの見直しについても含んでおります。
179	165	6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	関連する施策と連携の内容の施策2-3において、「様々な環境問題」を、「様々な環境問題」か「さまざまな環境問題」に修正。	「様々な環境問題」を「さまざまな環境問題」に修正いたします。
180	165	6-3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	「電気の使用に伴うCO2排出係数」の資料は、何を意図されているのかがわからない。	「市域の1人あたりの温室効果ガス排出量の部門別推移」のグラフの値は、電気の使用に伴うCO2排出係数によっても変動することから、記載しておりますが、分かりやすい表記になるよう修正いたします。
181	166	6-3-1 省エネルギーの実践及び普及啓発	取組1の現状と課題に記載されている「環境家計簿」に、脚注が付けられているが、平成16年に策定の「茨木市環境基本計画」で用語解説があり、以来毎年発行されているので不要ではないか。	一般的な言葉となっていないことから、注釈を設けております。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
182	166	6-3-1 省エネルギーの実践及び普及啓発	市民への省エネ啓発策として環境家計簿の普及促進等エネルギー利用の見える化は有効と考える。早期に普及を促進する意味では、電力会社やガス会社他が既に用意している既存のサービスを調査のうえ紹介し利用を徹底してくような取組みをしてはどうか。	電力使用量や電気料金を目で見て把握できる省エネナビを貸し出すことで、市民への啓発と利用者の節電意識を高めております。
183	166	6-3-2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	子孫に良い環境を残すため、自然再生エネルギー利用促進策として、安威川ダムに水力発電所を建設してください。	安威川ダムについては、大阪府の事業であります但水力発電所の建設は難しいと聞いております。
184	166	6-3-2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	自然エネルギーの普及をめざすべきだ。また電力使用についても省エネ設備の導入を図るべきで、不要不急な電力使用は極力避けるべきだ。	再生可能エネルギーの導入促進や普及啓発に努めるとともに、省エネルギー設備の導入や節電などの省エネルギーに関する取組を推進することとしています。
185	166	6-3-2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	もっと積極的に電力の自立、地産地消を推進する立場を明確にするべきだと思うのです。これからは市民発電所をつくろうとか様々な動きが出てくると思います。それを積極的に応援するような市であって欲しいのです。	市が率先して省エネルギー対策を行うとともに、市民や事業者と連携して、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの推進に努めていきます。
186	166	6-3-2 再生可能エネルギー・省エネルギー施設の導入促進	現状と課題において、「市民等へ太陽光発電システム等の補助制度を実施し、住宅等への再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を促進します」とあるが、平成26年度よりCO2冷媒ヒートポンプ（エコキュート）が補助対象外となったが、理由を教えてください。	CO2冷媒ヒートポンプ（エコキュート）については一定の普及がされたと判断し、対象から外しております。
187	167	6-4 きちんと分別で資源の循環をすすめる	施策名は、“きちんと”が副詞であり、“きちんと分別して…”であるべき。	施策名につきましては、総合計画と並行して策定しております「茨木市環境基本計画」との整合を図るため、原案どおりといたします。
188	171	7-1 まちの魅力を市内外に発信する	“戦略的なシティプロモーションの構築と展開”が施策であり、逆に“まちの魅力を市内外に発信する”は取組の一つとすべきではないか。	シティプロモーションの推進は、まちの魅力を市内外に発信し、市民の愛着を高めるとともに、市内外の人から住みたい、訪れたいと思っていただくという目的のために重要な取組ですが、あくまで一つの手段であるとの認識から、施策と取組の関係は、原案どおりといたします。
189	172	7-1-3 魅力の発掘と創造	地域資源の発掘・把握や地域ブランドの醸成などの取組も求められる。	7-1-3「魅力の発掘と創造」において取り組んでいきます。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
190	173	7-2 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する	7つの取組みに対し、市民や事業者・団体の行うことがまったく記述されていないが、なぜか。	この施策では、「健全な財政運営」など、行政内部に関する取組についての内容であることから、市民や事業者・団体の行うことは記載しておりません。
191	173	7-2 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する	「行政サービス」と「市民サービス」の使い分けを示してください。	「効率的な行政サービスの提供」といったように、行政が業務としてサービスを「提供する」ことを表現する場合は「行政サービス」を使用しています。市民福祉の向上をめざす施策などについては、「向上」や「充実」と組みあわせて「市民サービス」を使用しております。
192	173	7-2 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する	公契約ダンピング防止条例を制定してください。	平成26年度に公契約に関する指針を策定する予定としております。
193	173	7-2 社会の変化に対応する効率的・効果的な自治体運営を推進する施	施策の方向性に、公共の福祉のために予算を執行するといった税の使い道の基本姿勢について触れておいてほしい。	この施策においては、厳しい財政状況や変化する社会環境のもとで、効率的効果的な自治体運営の推進について述べたものであります。公共の福祉のために予算を執行することは、行政としての大前提ではありますが、施策の方向性としては馴染まないことから、原案どおりいたします。
194	175	7-2-5 組織機構の整備	中核市移行を考えているのか。	中核市移行については、市民サービスの向上等のメリットや移行により必要となる経費等を調査検討していきます。
195	176	7-2-7 電子自治体の推進	オープンデータの注釈を「～データの総称。」→「～データの総称です。」か「～総称で、～」にしてはどうか。	「データの総称」を「データの総称です」に修正いたします。
196	177	7-3 地域社会の発展に貢献できる職員を育成する	地域社会の発展に貢献する職員の成長は組織や制度と一貫して成就するものなので、施策7-2と一体化してください。	「第7章まちづくりを進めるための基盤」の各施策は、あらゆる分野に関連する施策と位置づけており、この章の施策2と施策3を相関連づけながら施策の推進に取り組むこととしていますので、原案どおりいたします。
197	177	7-3 地域社会の発展に貢献できる職員を育成する	市職員も市民のひとりでないのだろうか。市民や事業者・団体が行うこともあるはず。	この施策は、行政内部に関する取組についての内容であることから、市民や事業者・団体の行うこと（期待すること）は記載しておりません。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
198	177	7-3 地域社会の発展に貢献できる職員を育成する	男女共同参画社会を勘案するとき、女性管理職の育成・強化をすべき。	「第7章まちづくりを進めるための基盤」の各施策は、あらゆる分野に関連する施策と位置づけており、この章の施策3と施策5を相関連づけながら施策の推進に取り組むこととしていますので、原案どおりいたします。
199	180	7-4-1 生命の尊さを守る非核平和の創造	取組名に非核平和の「創造」とあるが、非核平和都市宣言の「実践行動」が望ましい。	取組名「非核平和の創造」を「非核平和社会の実現」に修正いたします。
200	181	7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	施策名の“市民とともに”や取組1の名称の“市民と協働した”という文言は必要なのか。	市民とともに取り組んでいくということを強調していますので、原案どおりいたします。
201	182	7-5 市民とともに男女共同参画社会の実現をめざす	市民意識調査資料のうち、「男は仕事、女は家庭」は、掲載不要だと思う。	取組1「市民と協働した男女共同参画の推進」の「現状と課題」「目標」で、固定的な性別役割分担意識について記載しております。このグラフは、その参考として掲載しておりますので、原案どおりいたします。
202	184	7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	施策7-6と施策7-7を一つにまとめ、施策7-7の“多様な主体による協働のまちづくりを推進する”に対し、“地域コミュニティを育み、地域自治を支援する”を取組の一つとするのが妥当。	「多様な主体による協働のまちづくりを推進する」は、地域組織も、NPOも、大学等も対象となるものがありますが、住民自治を確立することは、地域課題の解決に向けての大きな方向性であることから、別立ての施策としております。
203	185	7-6-2 コミュニティ施設の整備	コミュニティセンターを公民館に戻して無料で使用できるようにしてください。	従来からの公民館の利用に加えて、より多くの方々が利用でき、地域の実情に応じた地域活動の拠点としてコミュニティセンターとしての再整備を進めていきます。また、利用料につきましては、利用する方、利用しない方の公平性を担保する受益者負担の原則に基づき、適正に設定していきます。
204	186	7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	「いばらき協働基本指針・計画」の達成状況、残された課題について説明されたい。	いばらき協働基本指針・計画については、一定の達成状況は確保しておりますが、残された課題もありますことから、着実に進めていきたいと考えております。
205	186	7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	施策を実現するための取組の体系と、後に出てくる取組3・取組5の名称が逆になっているのではないか。	施策を実現するための取組の体系において、「大学との連携によるまちづくりの推進」と「行政の透明性の向上」を入れ替えます。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
206	187	7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	情報公開に関する2つの図表は、施策・取組との関連性からも掲載の必要がわからない。	取組3「行政の透明性の向上」で示す情報公開制度について、その推移や状況を表すものとしてグラフを掲載しています。
207	188	7-7-3 行政の透明性の向上	予算編成過程を、情報公開されたい。納税者に対する説明責任を果たしてもらいたい。	情報公開に係る事務の適正な執行と制度の充実に取り組んでいきます。 なお、市の機関内部等の審議検討に関する情報で、公にすることにより意思決定の中立性が損なわれるおそれ等がある場合は、非公開としております。
208	189	7-7-5 大学との連携によるまちづくりの推進	事業者・団体が行うことで“大学が地域連携機能を強化して”とあるが、市民感覚では、7大学との(産)・官・学連携基本協定がなされているなか、市側で機能強化の求められる点が多く、大学側に対しては、“連携協定も踏まえ、さらなる積極的な提案があります”と期待を寄せる記述が望ましい。	大学との(産)・官・学連携においては、行政課題や大学のニーズも踏まえたうえで、連携して研究・検討を進める必要がありますので、原案どおりといたします。
209	195	財政計画	冒頭に“〇〇環境”という言葉が続くため「厳しい財政環境」を「厳しい財政状況」にしてはどうか。	「厳しい財政状況」に修正いたします。
210	195	財政計画	前期と後期の5年毎の見直しとともに、実施計画のローリング方式による改定にも対応すべきであり、それらに関する記述も必要である。	財政計画も5年後に見直しを行うとともに、実施計画のローリング方式による各事業の新規・拡充等に応じ当然収支見通し等に反映させていくものであり、計画の中での記述は不要であると考えております。
211	195	財政計画	財政計画に対してのみ、コラムの掲載があるが、総合計画にはなじむものでなく、有用であれば、本文できちんと記述されるべき。どうしてもということならば、“終わりに”の最後に。	コラムは、財政の持つ硬く難しいイメージを和らげ、財政計画の内容をより一層理解してもらうことを目的に、用語や背景等について補足説明するものであり、その都度掲載する必要があると考えております。
212	195	財政計画	コラムを掲載する場合、各種指標とか、国が納税者である住民の視点で重要としている指標(※)とか、これらに関する内容であってこそ、市民にとっては財政状況が「みえる化」「わかる化」され、総合計画による「いやす化」を認識することができる。(※)公表が望まれる指標…住民一人当たり資産額、歳入額対資産比率、資産老朽化比率、純資産比率、将来世代負担比率、住民一人当たり負債額、住民一人当たり行政コストなど。	

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
213	195	財政計画	財政計画は、全体的に、行政目線による自己顕示・自己満足の計画であり、内容的にも、平成36年度に至る数字の記載がいくつかあるものの、それぞれの具体的説明に欠け、市民の理解を求めるに十分な「みえる化」・「わかる化」がなされているといえない。	財政計画は現行制度による人口推計等を踏まえた中長期の財政収支見通しを基本とした、健全な財政運営に向けた取組の方向性を示したものであるため、行政側の視点から描くものであると認識しております。
214	195	(1) 茨木市の財政の現状	財政規模とともに、財政構造を示す指標に関する記述があるべきで、ここでは、「実質収支比率」や「財政力指数」が求められる。	財政規模の説明においては、歳入・歳出・実質収支の金額があれば十分であると考えております。
215	195	(1) 茨木市の財政の現状	市税収入について、その収納率は、どのように推移しているのだろうか。100%でなければ、減収が予測されるなか、収納率アップへの取組みが望まれる。	市税の収納率向上の取組は重要であります。財政計画においては、それらの記述は不要であると考えております。収納率向上への取組については、174ページの7-2-3「健全な財政運営」の取組において、市税等の徴収体制の強化に努めることとしております。
216	195	(1) 茨木市の財政の現状	数字に具体的説明がなく市民の理解を得るには不十分である。	数字については、《推計方法等》を基本に、個々に記載し説明しております。
217	195	(1) 茨木市の財政の現状	「i 主な歳入の状況」において、「世界的な景気悪化に伴い」を「世界的金融危機から大幅な景気後退に伴い」に修正してはどうか。	「世界的な景気悪化に伴い」を「世界的な金融危機からの大幅な景気後退に伴い」に修正いたします。
218	196	(1) 茨木市の財政の現状	「ii 主な歳出の状況」において、扶助費の注釈が後述されているにも関わらず「生活保護費等の扶助費」との記述は不要。	「生活保護費等の」を削除いたします。 また、197ページの「扶助費」の注釈を、196ページの本文の後に移動いたします。
219	196	(1) 茨木市の財政の現状	「iii 主な財政指標等の状況」に「健全財政を維持、市民サービス向上と福祉の充実を図る」旨、加筆されたい。	「健全財政を維持し、市民サービスの向上と福祉の充実を図る」を加筆いたします。
220	196	(1) 茨木市の財政の現状	「iii 主な財政指標等の状況」において、経常収支比率が言及されており、分子が経常経費とあるが、対する分母も経常一般財源であるはず。	「～市税等の経常一般財源～」と修正いたします。
221	196	(1) 茨木市の財政の現状	経常収支について、197ページの「(2) 今後の財政見通し」の「①経常収支」で説明されているが、「iii 主な財政指標等の状況」で併記されるべき。	「(2) 今後の財政見通し」の「①経常収支」は、今後の財政収支見通しを説明するうえでの前提となるものであり、「iii 主な財政指標等の状況」での経常収支とは異なるものであるため原案どおりといたします。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
222	196	(1) 茨木市の財政の現状	経常収支比率以外に弾力性を示す公債費負担比率の記述が必要である。	経常収支比率には公債費部分の比率も含まれており、財政構造の弾力性を示すには十分であると考えております。
223	197	(2) 今後の財政見通し	「①経常収支」において、経常収支について噛み砕いた説明が必要である。	経常収支における歳入歳出の説明については、《推計方法等》〔主な歳入・歳出の項目〕において、個別に要点をまとめて記述しています。
224	197	(2) 今後の財政見通し	「①経常収支」の文中「消費税改定による交付金の増収」を「消費税率の改定による交付金の増収」に、下欄の〔主な歳入の項目〕○市債「消費税の段階的な増税に伴い」を「消費税率の段階的な改定に伴い」に修正してはどうでしょうか。○譲与税、交付金の文中に「消費税率の改定に伴う増収を見込む。」とあるので、文言を合わせてはどうでしょうか。	「消費税改定による交付金の増収」を「消費税率の改定による交付金の増収」に、「消費税の段階的な増税に伴い」を「消費税率の段階的な改定に伴い」に修正いたします。
225	198	(2) 今後の財政見通し	198ページの「i 政策事業」の文中及び203ページの下部の図において、表現が予算編成方針と違うのでは。	『「今」必要なサービスの実施』の「実施」を「充実」に、『「将来」のまちの発展』の「まち」を「活力あるまち」に修正いたします。
226	198	(2) 今後の財政見通し	「②政策事業」の「iii 政策事業の経常化」に記載されている「市民サービス」は、「公共サービス」の方が用語として適切である。	財政計画においては、「今」と「将来」に対応した新規拡充事業を大きく捉え、市民サービスの充実を図る政策事業としており、原案どおりといたします。
227	199	(2) 今後の財政見通し	公共施設等の老朽化対策費として毎年11億円の均一な出費で済むのか。	一定の条件のもとシミュレーションを行った結果、必要な想定額を毎年11億円程度とするものであり、現時点における目安となるものであると考えております。
228	200	(3) 将来を見据えた取組	「①財政運営の基本原則」の「ii 将来（世代）への負担の抑制」において、「将来(世代)」ではなく「将来(次世代)」が望ましい。	将来世代または将来という表現であり問題ないと考えております。
229	200	(3) 将来を見据えた取組	「ビルド&スクラップ」というスローガンがうたわれているが、この点で柱になり、総務省が策定を要請している「公共施設等総合管理計画」について、何らの記述も見られない。	公共施設等の老朽化対策については、背景や必要性等を踏まえた一定の方向性を示すことが重要であり、総合管理計画の記述までは不要と考えております。
230	200	(3) 将来を見据えた取組	“入るを計って、出るを制す”が財政運営の原則であるのに対し、「ビルド&スクラップ」が適切でポジティブな取組みといえるのだろうか。	ビルド&スクラップは、財政運営の基本原則に沿っており、そのうえで行政の使命を果たすための前向きな取組であります。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
231	201	(3) 将来を見据えた取組	「②具体的な取組」の「ii ハード事業の適切な選択による市債発行の抑制」において、経常収支の注釈が「（公債費除く）」となっており、197ページの「(2) 今後の財政見通し」の「①経常収支」と異なっており、説明すべきである。	「②具体的な取組」の「ii ハード事業の適切な選択による市債発行の抑制」の経常収支は、市債償還指数を求めるため、注釈を付した経常収支の算式を用いるものであり、「(2) 今後の財政見通し」の「①経常収支」とは異なるものであります。よりわかり易く説明するため、本文において「～福祉・教育等（公債費を除く）の経常的な支出を差し引いた額で～」に修正いたします。
232	202	(3) 将来を見据えた取組	「③取組後の財政収支見通し」の収支改善に向けた取組について、経常事業の見直しとして一律年間2億円の削減等、具体性・納得性のある計画とはいえない。	一定の条件のもと、199ページの「iii 政策事業の経常化」（図表10）において想定する経費により発生する収支不足の改善策を具体的に示したものであり、適切な取組であると考えております。より取組をわかり易く説明するため、「iii 政策事業の経常化」（図表10）のD1の注釈を「～経費が、毎年2億円累積していく。」に修正いたします。
233	203	終わりに	財政計画だけ「～終わりに～」があるのが違和感があります。	財政計画については、基本計画の中でも一定独立した内容であることから、終章を設けており、原案どおりいたします。
234	203	終わりに	「～終わりに～」は「～まとめ～」の方が適切である。	「～終わりに～」を「～まとめ～」に修正いたします。
235	203	終わりに	”終わりに”に「持続可能な市民満足度の高い市政運営を強力に推進する」旨、加筆されたい。	ご意見にある「持続可能な」を反映するために「住民福祉の向上」を「将来にわたる市民サービスの向上」に修正いたします。
236	203	終わりに	「基金（貯金）を崩す。」を「基金（貯金）を崩す」に修正してください。（句点が不要）	句点を取り、「基金（貯金）を崩す」に修正いたします。
237	203	終わりに	「本市においても、リーマンショックにより」を「本市においても、リーマン・ショックにより」に修正してはどうか。	「リーマンショック」を「リーマン・ショック」に修正いたします。
238	203	終わりに	「たちまち底をつく」の主語がないため、「基金の残高はたちまち底をつく」に修正してください。	「基金の残高はたちまち底をつく」に修正いたします。
239	203	終わりに	財政計画のコラムの番号が1、2、4となっているので、修正してください。	コラムの番号を1、2、3に修正いたします。

通番	ページ	項目	意見の概要	市の考え方
240	203	終わりに	コラムその４は無用である。	コラムは、財政の持つ硬く難しいイメージを和らげ、財政計画の内容をより一層理解してもらうことを目的に、用語や背景等について補足説明するものであるため、コラムその４は必要であると考えております。
241	203	終わりに	「行政の使命は、住民福祉の向上であります。」ほかの文章と言い方が違う気がします。	「行政の使命は、住民福祉の向上であります」を「行政の使命は、将来にわたる市民サービスの向上です」に修正いたします。
242	203	終わりに	「行政の使命を果たしてまいります。」ほかの文章と言い方が違う気がします。	結びの言葉として印象に残るよう、あえてこのような表現をしており、原案どおりといたします。

2 その他の意見

通番	ページ	意見の概要	市の考え方
1	その他	シンポジウムを開催してください。	イベントや出前講座、広報等を積極的に活用し、周知を図ります。
2	その他	東コミュニティセンターの浴場は近隣住民で生活上入浴に来ている人の方が多いようなので存続をお願いします。	東コミュニティセンターの浴場は、当時この地域に老人福祉センターがなかったことから高齢者施策の一環として設置いたしましたが、老人福祉センターの見直しとともに平成27年3月末にて廃止ということで平成26年9月議会にて議決されましたので存続する考えはありません。
3	その他	総合計画(基本構想)を位置付ける自治基本条例等がいまだ制定されていない。	総合計画の策定については、茨木市総合計画策定条例で定めております。
4	その他	「茨木市総合計画策定条例」で総合計画が基本構想、基本計画及び実施計画からなると規定されているが、「茨木市総合計画策定委員会設置規則」では、基本構想及び基本計画からなるものと異なる内容が規定されているため、整合していない。	「茨木市総合計画策定委員会設置規則」は今回の策定にあたり、廃止しております。

3 事業提案等

(総合計画の基本構想はまちの将来像や方向性、基本計画は将来像の実現を図る施策や取組を定めるものであります。市の考え方についてはお示しませんが、いただきました個別の事業に対する意見や事業提案等については、今後の事業検討の際の参考にさせていただきます。)

通番	ページ	項目	意見の概要
1	総論		阪急茨木市駅前に大ホールを建設する計画を取りやめ、ユーアイホールの耐震性強化・音響性能向上をしてください。
2	総論		阪急いばらき駐輪場の開発は、ビルではなく樹々がいっぱい公園がいいと思います。
3	総論		市民会館を閉鎖する一方、公的な施設を市民が使用することができなくすることは大問題ある。阪急東口に予定されているホールや立命館のホールは、民間施設を使用しているので高い。市民が気軽に使える市民会館は絶対必要である。
4	総論		茨木市文化芸術ホールにおいて指定管理者制度を導入する考えはあるのか。また、P F I 事業についてはどうか。
5	総論		大きなホールなどに市税を使わないで地震や台風、水害等に対する対策をして下さい。
6	55	1-3-1 障害者福祉サービスの充実	障がい者のためのグループホームをたくさん作って下さい。
7	55	1-3-1 障害者福祉サービスの充実	障がい者を助けるガイドヘルパー、ホームヘルパーの人員を増やして下さい。そのためにヘルパーの人の賃金を増やして下さい。
8	55	1-3-1 障害者福祉サービスの充実	障がい者が軽度の人も医療費を安くして下さい。
9	55	1-3-1 障害者福祉サービスの充実	作業所やケアホームの土曜日・日曜日の職員雇用を考えてください。
10	61	1-5-2 母子保健サービスの充実	就学前の検診の充実を望みます。(5歳児健診)
11	62	1-5-4 救急医療体制の充実	市民病院を作ってください。
12	62	1-5-4 救急医療体制の充実	これまでは茨木医療センター夜間救急で小児科の診察もあり、夜間・休日でも市内でみてもらうことができました。これまでの方法に戻していただきたい。無理なら、茨木市内でも診てもらえる医療機関(枠)を確保していただきたい。夜間・休日でも市内で、診察を受けられる医療機関を確保してください。
13	63	1-6 社会保険制度を安定的に運営する	介護・国保費の引き下げへの予算配分を検討してください。
14	65	1-6-1 介護保険制度の安定的な運営	6期から要介護認定区分のうち要支援1・2の認定者を市町村の事業に移行しようとしていますが、事業内容は市町村の裁量とされ、介護にあたって、専門のヘルパーのサービスが受けられなくなり、市町村によってサービス内容の差が出たり、利用料の自己負担が高くなることも予想されます。利用者の保険外しになる恐れがあります。これは止めてください。

通番	ページ	項目	意見の概要
15	65	1-6-1 介護保険制度の 安定的な運営	介護保険における市の「市の総合事業」は急ぐことなく、介護の質を落とすことがないことを強く求めます。
16	65	1-6-1 介護保険制度の 安定的な運営	介護の充実などの医療費助成をしてください。
17	65	1-6-2 国民健康保険制 度の安定的な運営	払いたくても払えない保険料滞納者への保険証取り上げをやめて下さい。
18	67	2-1 すべての子どもの 育ちを支援する	子どもの病気やトラブルに関する知識を得られる場を、これまで以上に設けて下さい。
19	70	2-1-1 子どもの健やか な育ちを等しく支援	配慮の必要な子の受け皿（主に施設充実）の充実を望みます。
20	70	2-1-1 子どもの健やか な育ちを等しく支援	父母の教育費負担を軽減してください。
21	70	2-1-1 子どもの健やか な育ちを等しく支援	子ども医療費助成を拡充してください。
22	70	2-1-1 子どもの健やか な育ちを等しく支援	貧困者がきちんと教育を受けられる環境を整備してください。
23	71	2-1-3 幼児教育と保育 の質と量の向上	以前と同様に、通勤の時間も保育所の時間に入るようにしてください。
24	77	2-3-1 「確かな学力」 の充実	少人数学級を実施してください。
25	78	2-3-3 「健やかな体」 の育成	中学校全生徒対象の自校方式による安全安心の給食を実施してください。
26	80	2-4-2 学校・家庭・地 域の連携の推進	取組②(学校・家庭・地域の連携を推進)による学校づくりとして、「コミュニティ・スクール」が全国的に展開され、今や2,000校近くを数え、全公立小中学校の1割に拡大の推進目標が掲げられており、例えば、彩都西小・中学校を皮切りに取組みが望まれる。
27	88	3-1-5 図書館サービ スの充実	本来業務の充実として、司書の配置と分室での分館同様の開館が求められる。そして、時代の潮流を踏まえての充実となれば、従来型の図書資料の収集・提供に加え、人づくり・暮らしづくり・まちづくりでの課題解決型サービスとして、就業支援や起業支援のため、レファレンス・相談機能を備えた高次の情報提供が望まれる。
28	88	3-1-5 図書館サービ スの充実	図書館に、DVD鑑賞ブースや学習室の設置などをお願いします。

通番	ページ	項目	意見の概要
29	94	3-3-4 歴史遺産の保存・継承	キリシタン遺物史料館の機能充実として、北辰中学校跡地を候補地に移転・拡充が求められる。
30	96	3-4 観光資源の活用と創出で魅力あるまちづくりをすすめる	来訪者を歓迎する窓口機能も兼ね備えた観光案内所の整備が求められる。
31	98	3-4-2 観光情報の発信を強化	市内主要駅に「観光案内所・まち案内板」を設置してください。
32	105	4-1-1 防災体制の強化	指定避難所、二次避難施設及び福祉避難施設に電気・ガス・水道が途絶した場合でも一定時間過ごせるよう、非常用発電機や貯水槽等の施設整備をしてください。非常用発電機については、空冷式の油焚き方式が望ましいと考えます。
33	105	4-1-1 防災体制の強化	指定避難場所、二次避難施設及び福祉避難施設等の周知を、今まで以上に行ってください。
34	105	4-1-1 防災体制の強化	要援護者も含めた避難計画をたてて、実際に避難訓練を要援護者も参加して行って下さい。
35	105	4-1-1 防災体制の強化	鮎川の底ざらえや、堤防の強化等是非して頂きたい。大阪府の管理下の仕事であれば、市側から強く府に要望して下さい。若者達は地域から離れ高齢化して居ます。災害がおこるまでに対応して下さい。
36	113	4-3-2 防犯活動への支援及び市民の防犯意識の向上	小学校区で安全パトロールや見回り活動を充実、強化されたい
37	117	5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	全ての小規模企業者に対する実効ある実態調査に取り組んでください
38	117	5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	小規模修繕工事事業を実効あるものに改善してください。
39	117	5-1 地域経済を支える産業をまもりそだてる	店舗リニューアル制度の改善をもとめます。
40	125	5-2-2 幹線道路沿道での企業立地誘導	幹線道路沿いの用地を持つ地元企業に対し物流倉庫ビジネスへの参画を支援してください。
41	131	5-4-1 計画的な都市基盤整備や市街地整備	市域の事業者が上水代用として使用している井水、地下水熱や中心市街地の豊富な下水熱等を利用してはどうか。
42	137	5-5-5 公的住宅の改善・充実	市営住宅の安全性向上・長寿命化の観点から安全性の高いIHクッキングヒーターや貯湯式給湯機を設置する考えはないのか。

通番	ページ	項目	意見の概要
43	150	5-8-3 駐車場・駐輪場の充実	駅のまわりの駐輪場を増やして下さい。
44	150	5-8-3 駐車場・駐輪場の充実	阪急の駅前、元府営住宅跡地の自転車、バイク、自動車置き場の計画では、是非残しておいてください。
45	152	5-9 市民・民間によるまちづくりを促進する	資金調達での「ふるさと納税」や「地域通貨」や「クラウドファンディング」、手法としてのPPPなどに関する記述が求められる。
46	154	5-9-1 民間との連携、活力の活用	事業者選定に際しては、コスト中心ではなく住民サービスの向上面にも充分配慮し、選定する必要があると考えるがどうか。
47	167	6-4 きちんと分別で資源の循環をすすめる	国の「建設リサイクル推進計画」を踏まえ、中古住宅流通・リサイクルへの取組みも求められる。
48	168	6-4-1 減量化の推進	事業系ごみの「組成分析」を実施されたい。
49	174	7-2-3 健全な財政運営	市民税を下げて下さい。
50	174	7-2-3 健全な財政運営	増収策として「広報いばらき」に広告を掲載されたい
51	175	7-2-4 公共施設等の計画的な整備と資産の有効活用	茨木各施設の駐車料金の廃止をお願いします。
52	178	7-3-1 職員の能力開発	職員の接遇研修を強化されたい。
53	178	7-3-1 職員の能力開発	司書の府立図書館研修等に意を用いられたい。
54	178	7-3-1 職員の能力開発	保健師の研修を強化されたい。
55	178	7-3-1 職員の能力開発	結婚出来る賃金が若い人には保障されていない。子供が出来たら妻が働いて生活がどうにか出来るのが現実です。そして、一人で子育てしなければならない場合、子供のいじめや家族の悲惨なことが起こります。公務員のつとめとして茨木市民との接点が密になり役目は果たしてほしい。
56	179	7-4 人権尊重のまちづくりを推進するとともに平和の実現をめざす	人権尊重の究極は、命を守ることであると考えるとき、自殺対策が求められるところであり、例えば、“かけがえのない「いのち」を大切にする社会の実現”の取組により、こころの健康相談や「ゲートキーパー」のネットワーク化などが望まれる。
57	184	7-6 地域コミュニティを育み、地域自治を支援する	重点が置かれている「かたち」や「しくみ」よりも、意識の醸成に必要な「こころ」を構築するため、自治会の組織・機能を抜本的に見直すとともに、当事者のやる気を喚起する中間支援機能の充実が求められる。

通番	ページ	項目	意見の概要
58	185	7-6-1 コミュニティ活動の推進	地域担当職員制度の実があがっていない。手法に問題があるのではないかな。
59	186	7-7 多様な主体による協働のまちづくりを推進する	パブリックコメントの拡充、住民投票制度の創設をしてください。
60	189	7-7-4 協働のまちづくりを推進するための広報広聴活動	他自治体に倣い、市民参画による広報誌づくりに資するため「広報いばらき」の市民編集委員を募集されたい。
61	その他		「さくら通り」は市の最高の自慢であり遺産です。以前、京大の原子炉設置がもちあがり、大反対運動が occurred。そして、見事に成功しました。非核宣言都市茨木の誇りです。市民に寄付を呼び掛け、「さくら通り」に記念の石碑を建ててください。
62	その他		西河原防災センター前での自転車走行等を取り締まって欲しい。
63	その他		増水のため兩岸近くの土が取れ、進入禁止が長らく続いており、大変不便を感じております。安威川流域の改修促進を希望します。
64	その他		各地域住民のコミュニケーションする場をつくり、定期的に市の職員と話し合い、要求に基づいた政策を作ってください。

4 賛否、感想（賛否、感想については、いただいた意見の概要のみとします）

通番	意見の概要
1	茨木市総合計画（案）は全体的に独自性や創意工夫が少ないのではないかな。
2	計画内容は行政計画の域を脱しきれておらず、基本構想も総合計画ガバナンスに求められる公共計画となり得ていない。
3	「みんなでつくる総合計画」とあるが、市民参加に関する手法も質も十分ではない。
4	「いばらきMIRAIカフェ」での議論では、基本構想の思いを語り合うに程遠く本来の目的を成就するには至っていない。
5	市民アンケートと市民ワークショップの記載があるが、いずれも中途半端な内容といわざるを得ない。
6	基本構想の占めるページ数が少なく、内容的に独創性が乏しく将来に向けての期待感も覚えるところが少ない。
7	重点プランを推進し、選ばれるまちづくりを進めるとか、シティプロモーションに取り組むとか、記述されているが、この考え方はいかなものか。
8	施策別計画は、一言でいえば、総花型計画の典型といわざるを得ないもので、各部課から提出された現状での取組みを取りまとめた内容であり、そこには10年先を予測される姿を見据えての対策なるものが見えず、いわゆる戦略的計画に程遠いものである。
9	施策別計画は40施策・131取組で実に143ページを占めているが、内容的に5年間の長期的視点が感じ取れず、現状ベースの施策・取組みが多く、実施計画というに等しい。
10	有料の施設はいっぱい作られていますが、茨木市の施設がなく、高齢者にやさしくない街になってきていると感じます。
11	茨木市の総合計画について、私は非常に問題があり、反対です。市民的な議論をもっと深めるべきと考えます。
12	交通施策の必要性・方向性を考察するとき、産業を支える広域交通と、住民の暮らしに施策3-4による来訪者も含む多様な市民活動にとっての都市内交通と、二つに大別され、それぞれの便宜性に関し、市民アンケートやいばらきMIRAIカフェでの評価も異なるものがあり、これらをきちんと踏まえた施策・取組の構築が求められる。
13	保健医療センターが救急の子供医療から撤退したのは何故だろうと思います。
14	市による出前講座は、休日を除き、平日の勤務時間帯に限定される部署が多く、理解に苦しむ。出前講座は、業務の一環でないのだろうか。
15	国から「国土のグランドデザイン2050」や「地域創生総合戦略」などの政策が公表されており、これらを踏まえるなか、茨木市の将来を見据えたグランドデザインとビジョンの提示が望まれる。
16	将来都市像として、“一人ひとりがいきいきと暮らし、子育て世代に選ばれる都市(まち)「いばらき」”を提案しているが、その根底には、健康・健全にして持続可能な市民生活(QOL)の向上とまちの成長を成就する方向、さらには、具体的目標値として、①人口30万人/②昼夜人口比1.0以上/③出生率2.0超、これらの達成を10年の計画期間の先も見据え、20～30年の長期ビジョンのなかで描いている。具体策の方針としては、住民のニーズに対応できる住宅の整備や子育てと就働(就業・起業)環境の充実、中心市街地の再生と福祉の視点を加味した生活交通の整備や「農」と「食」のネットワークによるまち全体のつながり、子どもから高齢者までがいきいきと活動するコミュニティの再構築、などなどへの取組みが展開され、これらを推進するため、多様なコミュニティエンパワーメントやコミュニティデザインも活かしてのシティプロモーション、さらにPPPを最大有効活用することが図られ、市民にとっても“選択と集中”をするなか、一人ひとりが夢と希望の実現にむけ、持てる力を発揮できるまちづくりに期待したい。(“クール ジャパン”が時代の潮流にあるなか、ホットかれるいばらきにならないよう、市民全員が将来に向けて一歩踏み出すため、共感・共有できる計画をまとめたいもの。)
17	事業所や大学が多く立地し、通勤通学に対する交通条件が恵まれておれば、昼夜間人口比率は、100%前後になってしかるべきではないかな。
18	もっと市民の声に耳を傾けてください。パブリックコメントは折にふれて募集なさるけれど、それが生かされているとはとても思えないです。
19	年金暮らしになって、あらためて働く女性の地位の低さを感じています。
20	「茨木市は暮らしやすい」と言われる街にしたい。
21	茨木市内全体活気が感じられません。身近に市政が感じられない市税の使い方が問題ではないでしょうか。

通番	意見の概要
22	都市構造については、「総合計画と並行して策定を進めている都市計画マスタープランの内容を反映しております」とあり、都市計画マスタープランに係るパブコメが募集されているが、その内容を見ると、現行第4次計画では、市域を「北部地域」・「丘陵地域」・「中心地域」・「南部地域」の4つに分けているに対し、第5次計画(案)では、新たに示されている都市構造での3つの視点に、地域特性による分類が加えられ、わかりにくいものになっているうえ、その区分も、総合計画審議会によるパブコメ案で7つであったものが、都市計画マスタープランパブコメ案で6つになっているという、まとまりを欠いた計画である。

5 対象外（対象外については、いただいた意見の概要のみとします。）

通番	意見の概要
1	市として、集団的自衛権反対の意思表示をして下さい。
2	慰安婦問題に対する発言により、木本市長の退陣を求めます。
3	原発を廃止されたい。
4	保健医療センターの機構見直しは、どのようになっているのか。
5	土地開発公社の存在意義はもはやなくなっているのではないか。
6	「茨木市総合計画策定条例」があるが、文字どおり、策定に関する規定だけで、運用や進行管理に触れられていない。
7	茨木市総合計画審議会に関し、「茨木市総合計画策定条例」で議会の議決を規定しているにもかかわらず、その議会審議に関わる議員が委員として参画しているのはおかしいのではないか。
8	「まちづくり」について、記述があるが「地方政治」と「市政」の違いをどのように考えているのか。
9	総合計画に関する条例で基本計画のアクションプランと進行管理計画を策定する旨を規定することにより、担保するのが実質的で望ましい。